



29 高 都 計 第 514 号

平成 29 年 12 月 1 日

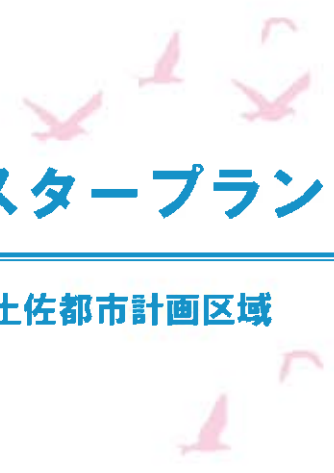
高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



中央圏域（香南・本山・土佐・佐川・越知）都市計画区域マスタープランの
改定について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり審議会に諮問します。



中央圏域都市計画区域マスタープラン

香南都市計画区域、本山都市計画区域、土佐都市計画区域

佐川都市計画区域、越知都市計画区域

(案)

平成 29 年 12 月

高知県 土木部 都市計画課



目 次

はじめに	1
(1) 圏域区域マスタープランとは	1
(2) 見直しの背景	2
(3) 計画の基本的事項	2
(4) 圏域の設定	3
1) 圏域の設定理由	3
2) 圏域に所在する都市計画区域	6
1 圏域の現状・見通しと課題	7
(1) 圏域の現状・見通し	7
(2) 圏域の課題	18
1) 圏域全体の課題	18
2) 都市計画区域の課題	19
(3) 都市計画区域指定の範囲について	29
2 都市計画の目標	34
(1) 基本的事項	34
1) 目標年次	34
2) 将来フレーム	34
(2) まちづくりの基本理念	34
(3) まちづくりの基本方針	35
(4) まちづくりの考え方と方向性	36
(5) 圏域の将来像	38
1) 拠点と連携軸の設定と役割	38
2) 将来像のイメージ	42
3 区域区分等の方針	43
(1) 区域区分の有無	43
(2) 市街地の拡大・縮小の可能性	43
(3) 良好な環境を有する市街地の形成	44
(4) 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮	44
4 主要な都市計画の決定の方針	45
4-1 土地利用に関する都市計画の方針	45
(1) 主要用途の配置の方針	45
1) 住宅地	45
2) 商業・業務地	45
3) 工業・流通業務地	45
4) その他	45
(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	46
(3) 市街地の土地利用の方針	47
1) 居住環境の改善又は維持に関する方針	47
2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	47
(4) その他の土地利用の方針	48
1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針	48
2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	48
3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	48
4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針	49
(1) 交通施設の都市計画の決定の方針	49
1) 基本方針	49
2) 主要な施設の配置の方針	49
3) 主要な施設の整備目標	50
(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針	50
1) 基本方針	50
2) 主要な施設の配置の方針	51
3) 主要な施設の整備目標	51
4-3 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の方針	52
1) 基本方針	52

目 次

2) 主要な緑地の配置および整備の方針	52
4-4 都市防災に関する都市計画の方針	53
1) 基本方針	53
4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針	55
4-6 都市景観に関する都市計画の方針	55
4-7 まちづくりの方針図	56
5 協働のまちづくりについて	61
用語解説集 (50 音順)	62

はじめに

(1) 圏域区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことであり、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期の視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、都市計画の基本的な方針を示すものです。

高知県ではこれまで、都市計画区域ごとにマスタープランを策定してきました。

そうした中で、四国4県では、「四国8の字ネットワーク」の形成に向けた高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備が進められ、これに伴う人・モノ・経済等の広域化の影響範囲や土地利用計画を考慮したまちづくりの広域的な調整が必要となってきました。

また、市町村合併による都市の広域化や人口減少社会の中で、コンパクトシティや集落生活圏等といった合理的で効率的な都市の形成が求められ、これまでの都市のまとまり、地域が担ってきた役割・機能を保持しつつ、多様な移動手段を確保し、各都市が連携・補完をしあえるような「広域的な圏域」での調整を図っていく必要があります。

さらに、第6版都市計画運用指針（平成23年11月改正）では「複数の都市計画区域を対象とし、一体の都市計画区域マスタープラン（圏域マスタープラン）を策定することも考えられる。」と新たに明記されました。

こうしたことから、地域の将来ビジョンを考慮しつつ、広域的観点から持続可能なまちづくりを進めるため、圏域を対象とした都市計画区域マスタープランを策定します。

都市計画法

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第六条の二 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 二 都市計画の目標
- 三 第一号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第十一条第一項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

(2) 見直しの背景

都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的方向が定められ、市街地の規模、都市施設*及び市街地開発事業*など具体の整備については、おおむね 10 年以内に整備するものを目指して示すものです。

そうした中で、現行の都市計画区域マスタープラン（旧16.3）の策定から 10 年が経過し、高知県では、人口減少、高齢化¹⁾、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が他県に比べ著しく、同時に都市計画区域における都市構造も変化しています。

また、厚が公表した南海トラフ地震の津波浸水予測や被害想定では、大変厳しい結果が示されています。

こうしたことから、これら都市計画を取り巻く環境の大きな変化に対応し、広域的視点から持続可能なまちづくりを進めるため圏域都市計画区域マスタープランを策定します。

(3) 計画の基本的事項

【計画内容】

本計画では、「圏域の現状・見通しと課題」「都市計画の目標」「区域区分*等の方針」「主要な都市計画の決定の方針等」「協働のまちづくりについて」について示します。

【目標年次】

本計画では、おおむね 20 年後（平成 47 年）の将来を展望しながら、市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体の整備のおおむね 10 年後（平成 37 年）の目標を示します。

(4) 圏域の設定

1) 圏域の設定理由

広域的な観点から生活圏域を分析するとともに、上位・関連計画などで設定された圏域を考慮し、中央圏域を下図のとおり設定します。(高知市、南国市、香美市、いの町の「高知広域」を除く)

高知県の中央部に位置する2市6町2村(香南市、土佐市、大豊町、本山市、土佐町、佐川町、越知町、仁淀川町、大川村、日高村)で構成する中央圏域は、南に太平洋を望み森林率84%という高知県の特徴的な自然を共有し、急峻な山腹や峡谷、外洋に面した平地という地理、地形条件の厳しい地域です。この個性的な自然環境のなかで、隣接する高知広域都市計画区域とともに発展してきた地域であり、各市町村は高知広域都市計画区域と強く結びついています。

また、人口減少や産業の低迷により地域活力の低下を招いている状況などは圏域の共通課題となっています。

こうした共通の課題や魅力など圏域の現状を踏まえて、高知広域都市計画区域との関連も考慮した広域的な観点から、商業・業務、医療・福祉、行政サービスなど都市機能や通勤・通学等を都市間連携で補充し合い、地域活力の持続可能なまちづくりを進めます。

■中央圏域位置図

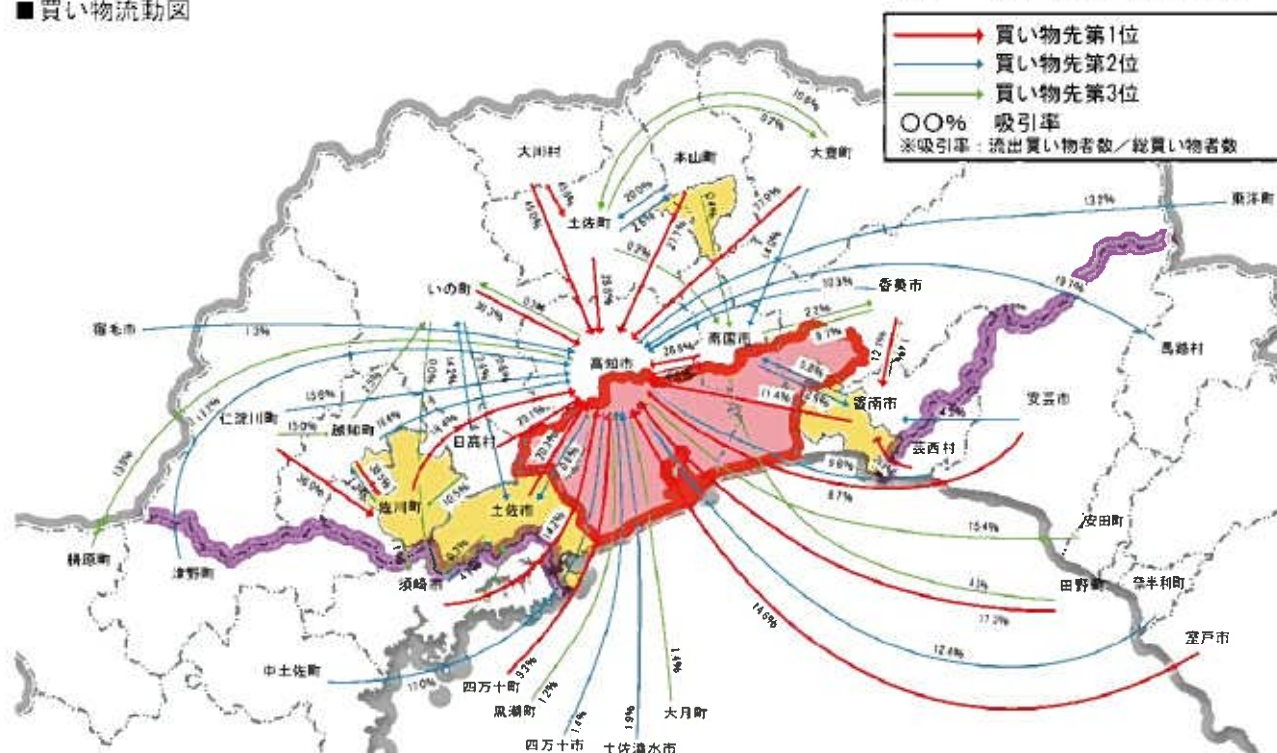


【生活圏域】

中央圏域の買物流動および通勤通学流動からみると生活圏域は、基本的に高知市を中心とした高知広域都市計画区域を中核に、放射線状の流動が形成されています。

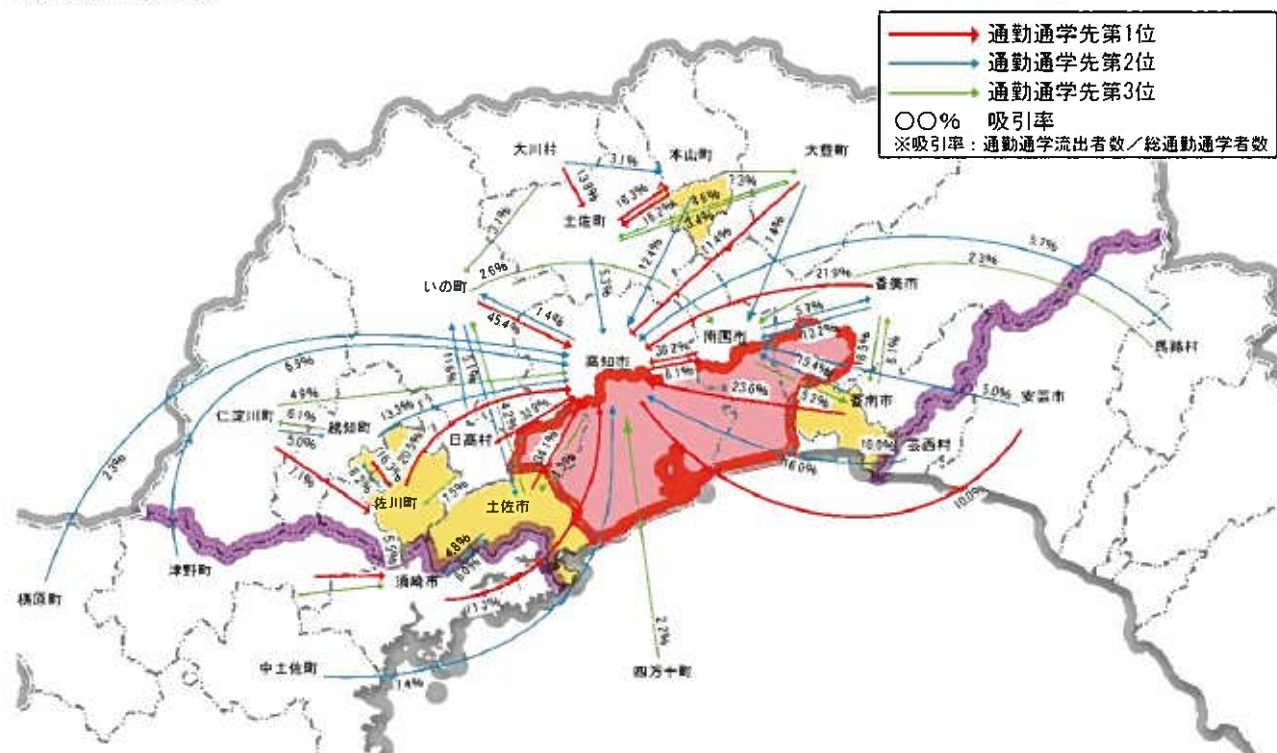
■買物流動図

出典：H22 県民消費動向調査報告書



■通勤通学流動図

出典：H22 国勢調査



【上位・関連計画等】

上位・関連計画となる「広域行政圏（H20.5現在）」「高知県土地利用基本計画（H23.3）」「高知県産業振興計画（H27.3）」「第6期高知県保健医療計画（H25.3）」をみると、それぞれ下图のとおり圏域を設定しています。

■広域行政圏



■高知県土地利用基本計画及び高知県産業振興計画



■第6期高知県保健医療計画



2) 圏域に所在する都市計画区域

中央圏域に所在する都市計画区域は、「香南都市計画区域」「本山都市計画区域」「土佐都市計画区域」「佐川都市計画区域」「越知都市計画区域」です。

表 圏域内都市計画区域の状況（H22 現在）

都市計画 区域名	構成都市	面積 (ha)	人口 (千人)	区域区分 (用途地域※：ha)
香南	香南市の一部	約 4,532	約 27.1	なし
本山	本山町の一部	約 1,500	約 3.4	なし
	土佐町の一部	約 500	約 1.6	なし
土佐	土佐市の全域	約 9,159	約 28.6	なし
佐川	佐川町の一部	約 7,009	約 13.6	なし
越知	越知町の一部	約 665	約 4.4	なし

1 圏域の現状・見通しと課題

(1) 圏域の現状・見通し

【地勢】

- ・中央圏域は、本県の中央に位置し、東は東部圏域（安芸市、芸西村）に、西は高幡圏域（須崎市、津野町）に隣接しており、高知広域都市計画区域を囲んでいます。
- ・圏域の南部は、高知広域都市計画区域とともに太平洋に臨した平野が展開しており、圏域の北部は四国山地の一部を構成し、山間地が多くを占めています。また一級河川の仁淀川、物部川、吉野川もこの圏域を流れています。

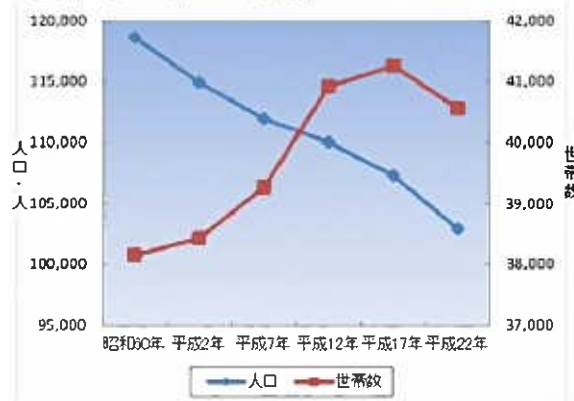
■中央圏域位置図



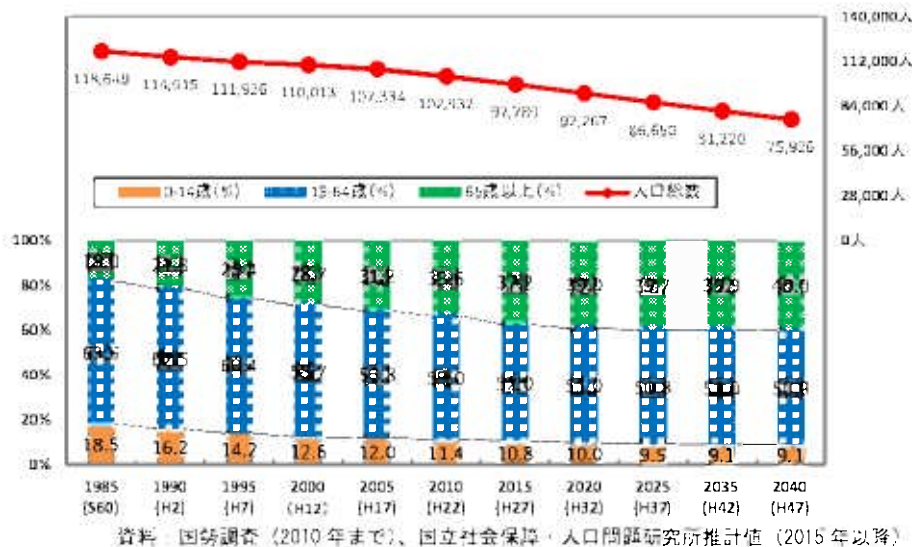
【人口】

- ・過去 25 年間のあいだ、中央圏域全体の人口は減少を続けており、世帯数も平成 17 年から減少し始め、現在も続いています。また老年人口の増加が顕著で、年少人口の減少も続く少子高齢化の年齢構成が進行しており、今後もこの傾向が続くと予測されます。
- ・都市計画区域を有する 2 市 4 町の総人口および都市計画区域内人口をみると、香南市が平成 17 年から平成 22 年にかけて増加していましたが、他の市町は一貫して減少を続けており、今後は香南市も含めてその傾向は続くことが予測されています。
- ・なお、各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で設定された人口ビジョンでは、施策推進による人口減少の抑制を前提とし、一般推計（国立社会保障・人口問題研究所）よりは高い値で人口の将来展望が示されています。

■圏域全体の人口・世帯数

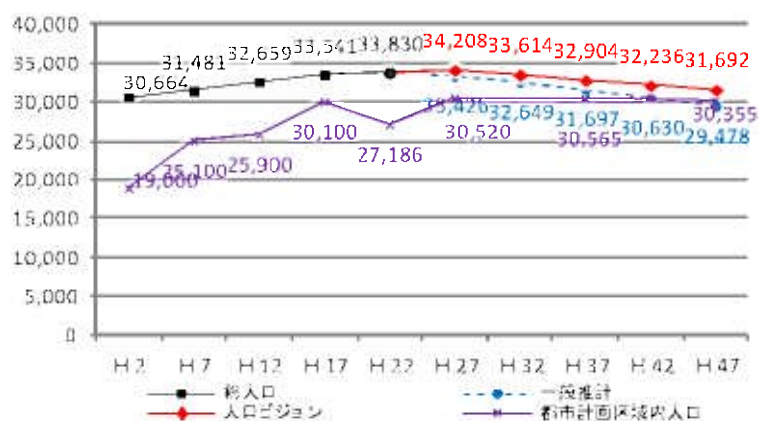


■圏域全体の総人口・年齢3区分別人口



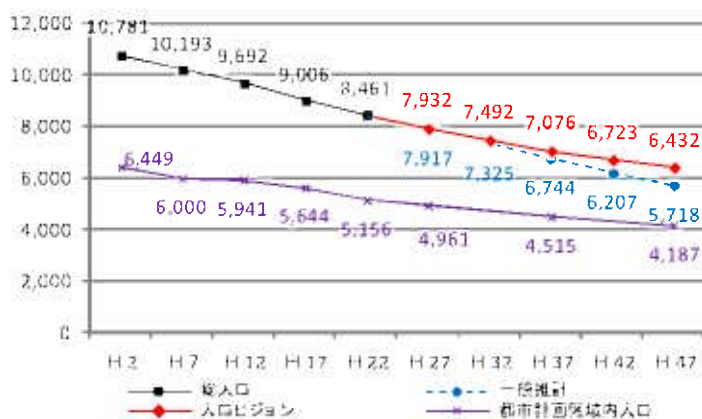
■人口の推移と見通し（香南市）

図 人口の推移と見通し（香南市）



■人口の推移と見通し（本山町・土佐町）

図 人口の推移と見通し（本山・土佐町）

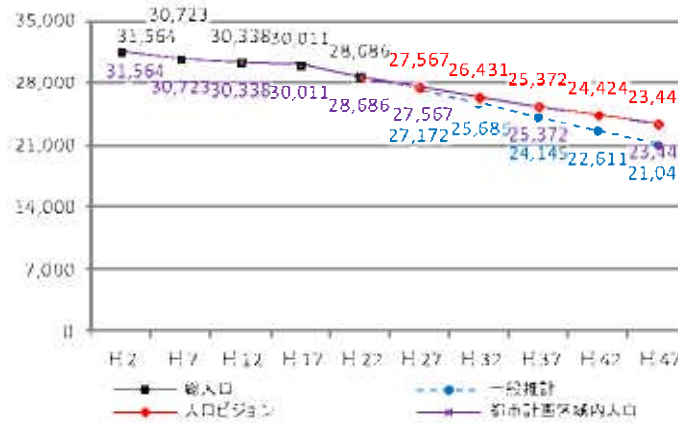


一般推計・・・社入推計

人口ビジョン・・・まちひとしきく創生総合戦略より、自然減の縮小や社会増に向けた一巡の施策を講じた推計

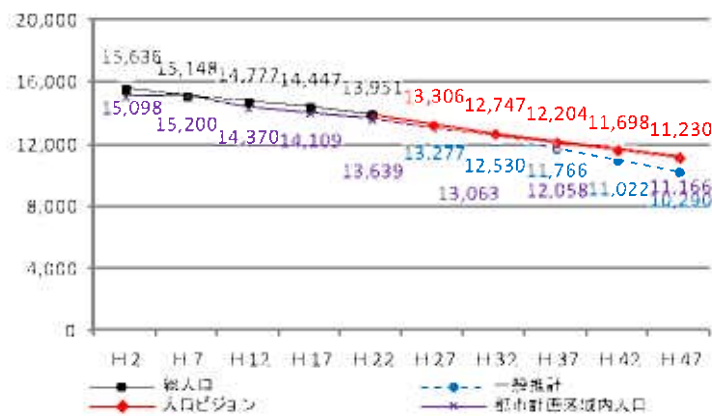
■人口の推移と見通し(土佐市)

図 人口の推移と見通し(土佐市)



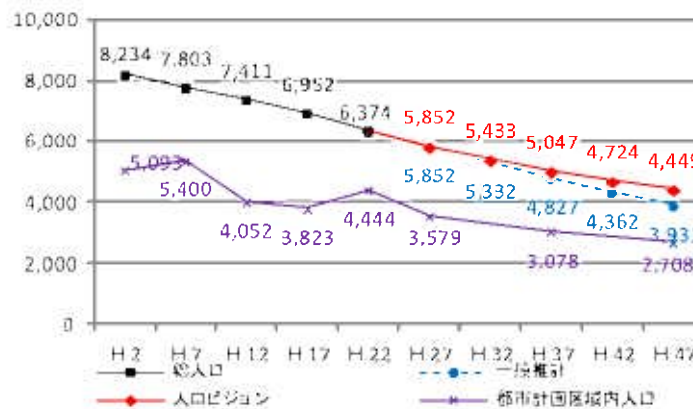
■人口の推移と見通し(佐川町)

図 人口の推移と見通し(佐川町)



■人口の推移と見通し(越知町)

図 人口の推移と見通し(越知町)



一般推計・・・社人研推計

人口ビジョン・・・まちひとと社会共生戦略より、自然域の縮小や社会場に向けた一連の施策を講じた推計

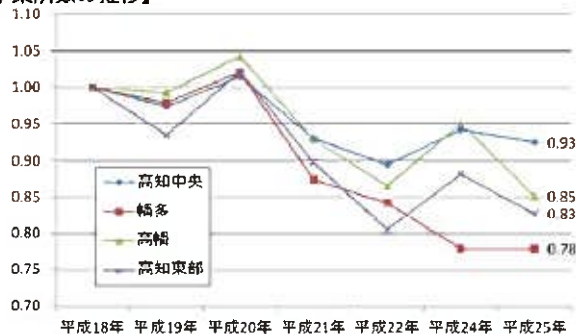
【産業等】

- ・中央圏域は、高知広域都市計画区域と一体となった県内最大の産業集積地として経済を牽引しています。工業、商業の推移は、製造品出荷額が持ち直しを見せていますが、商品販売額は減少傾向が続いており厳しい状況が続いています。
- ・第一次産業のうち、農業では平野部における水稻、野菜、花卉などの基幹作物を中心に、しょうが、土佐文旦、トマト、ニラなどが特産品となっています。また、嶺北地域の山間地では、米粉や棚田で作られる地元産米や碁石茶などについて生産性の拡大や加工の促進を図っています。また都市部への食料供給基地として、地産外商に向けた取り組みが進められています。担い手不足を抱えつつも、れいほく八菜などの環境保全型農業の先進地として、その確立に努めています。仁淀川流域は良質茶の主産地で有名ですが、夏山の冷涼な気候を活かした高糖度トマトの栽培にも力をいれています。
- ・土佐あか牛（褐毛和種）、大川黒牛（黒毛和種）といった伝統ある畜産業や、土佐はちきん地鶏などの新たな畜産業において、その生産拠点の形成が図られています。
- ・林業については、異業種の参入、連携による新たな仕組みづくりに取り組んでいます。施業地集約の促進や、間伐材や竹バイオマス、木質バイオマス等の活用により、森林資源の有効利用が進められています。
- ・水産業ではウルメイワシなどの加工品が有名です。
- ・また高知県の伝統的工芸品である土佐和紙は、この地域でも生産されています。
- ・早明浦ダムや白髪山などの山間部や手結住吉、横浪半島などの海岸部に多数の自然公園*があり、全国有数の清流である仁淀川とともに、それらを活用した観光交流の促進が図られています。

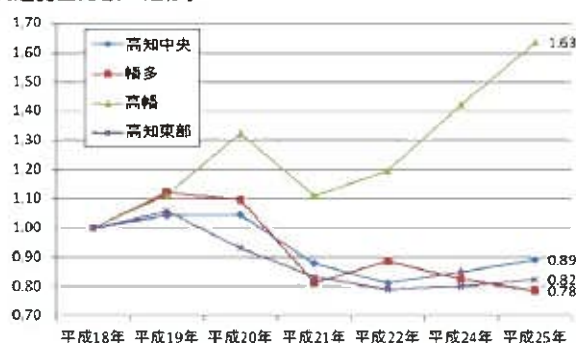
■工業動向（圏域全体）

（H18を1.0とした場合の割合）

【事業所数の推移】



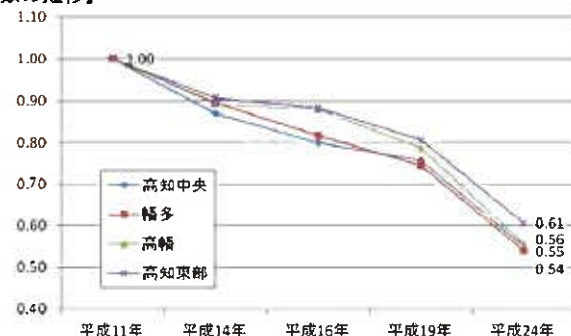
【製造品出荷額の推移】



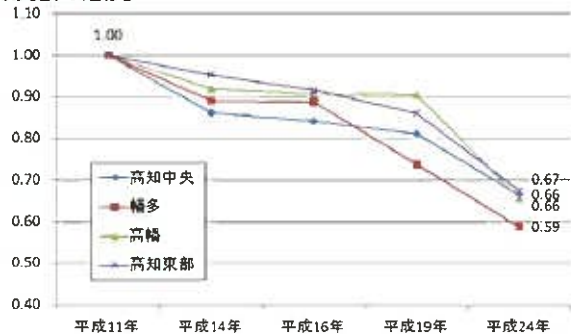
■商業動向（圏域全体）

（H11を1.0とした場合の割合）

【店舗数の推移】



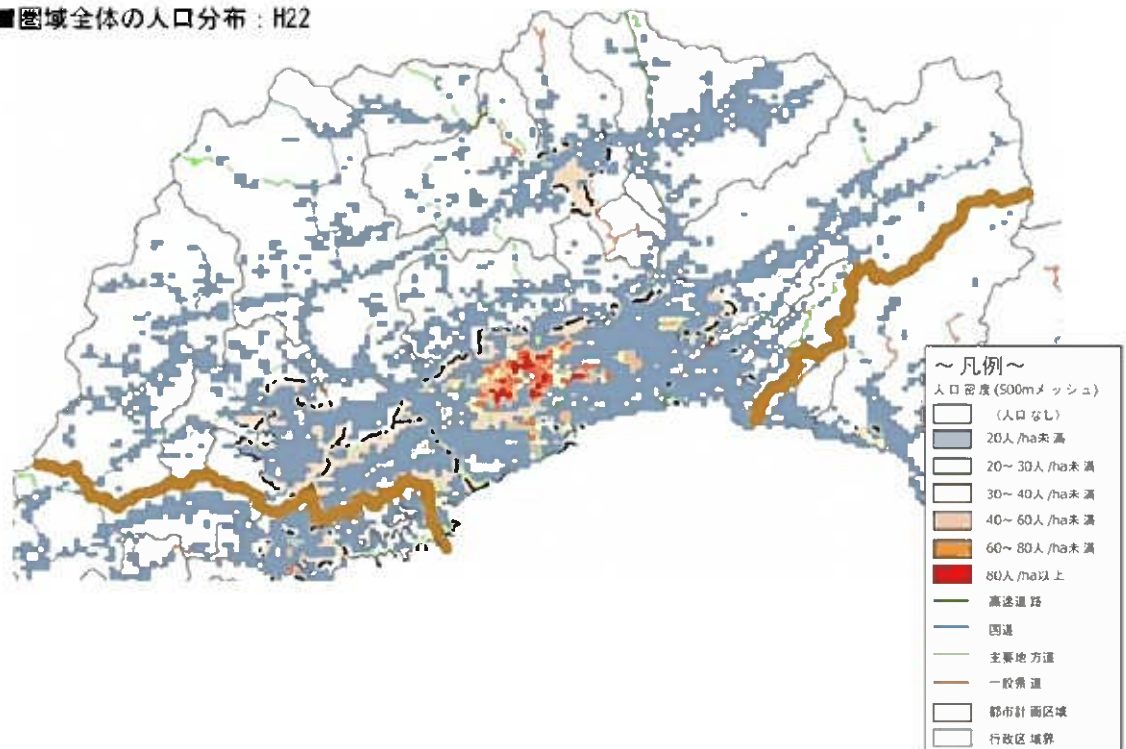
【商品販売額の推移】



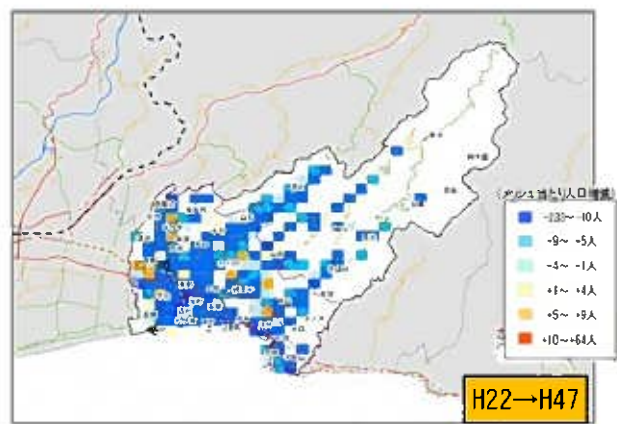
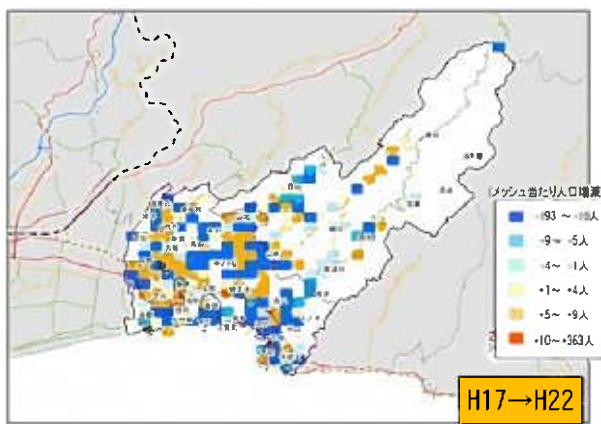
【市街化動向】

- ・人口、世帯数ともに減少傾向にある中央圏域では、顕著な市街化動向は認められません。また、市街地の集積度は低く、平野部全域に拡がっています。
- ・香南および上佐都市計画区域における既成市街地では、中心部の空洞化が進み周辺に拡散していく状況がみられ、人口密度が低くなる傾向です。本山、佐川、越知都市計画区域の周辺でも、幹線道路沿いに拡散した人口分布となっています。
- ・平成 17 年から平成 22 年にかけては、人口の増加が見られる地区もありましたが、平成 22 年から平成 47 年にかけての推計では、圏域のほとんどの地区で人口減少が予測されており、市街地の低密度化がさらに進むものと想定されます。

■圏域全体の人口分布：H22

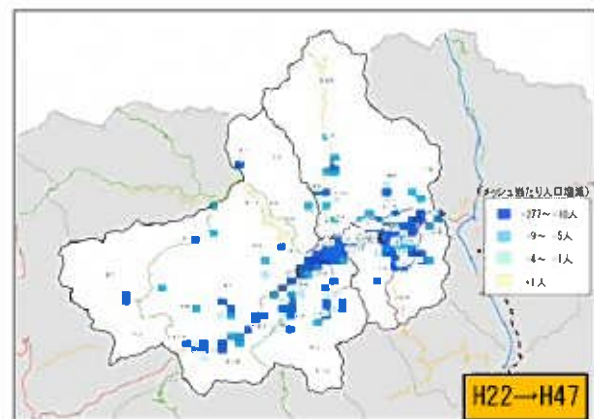
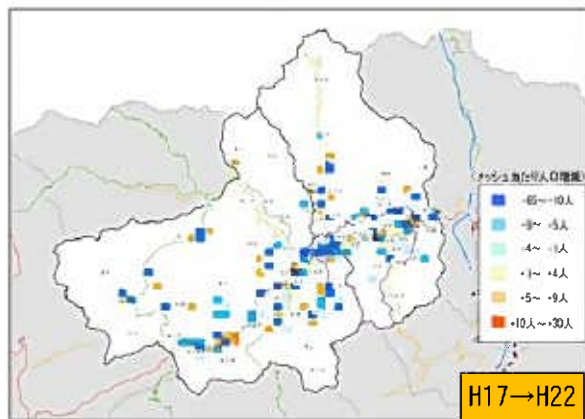


■人口分布の推移(香南市)



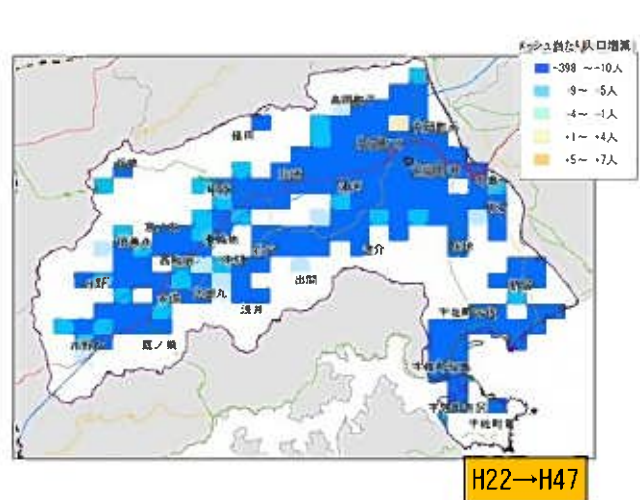
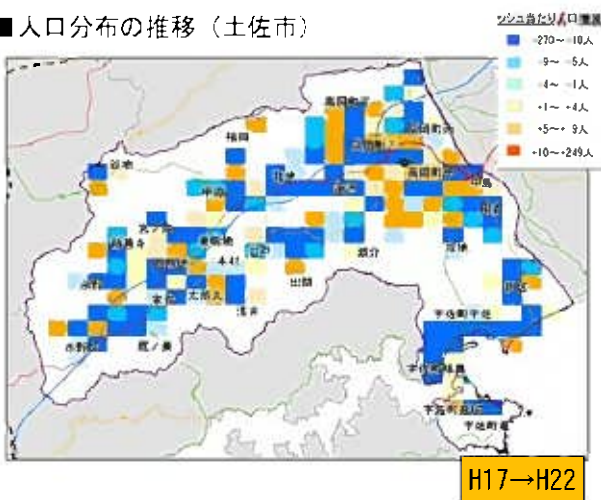
資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移(本山、土佐町)



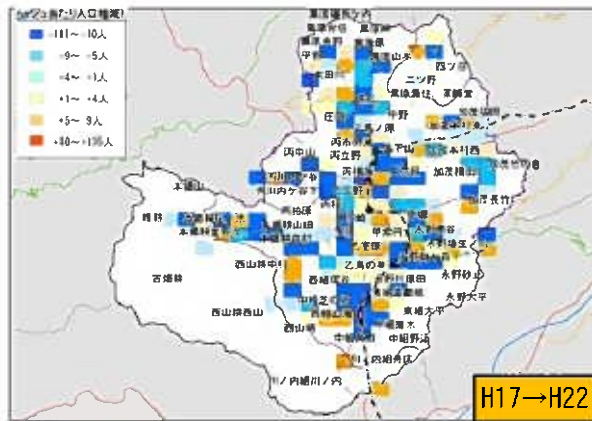
資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移(土佐市)



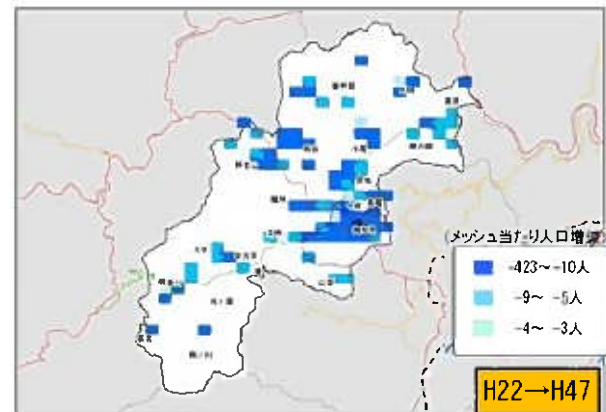
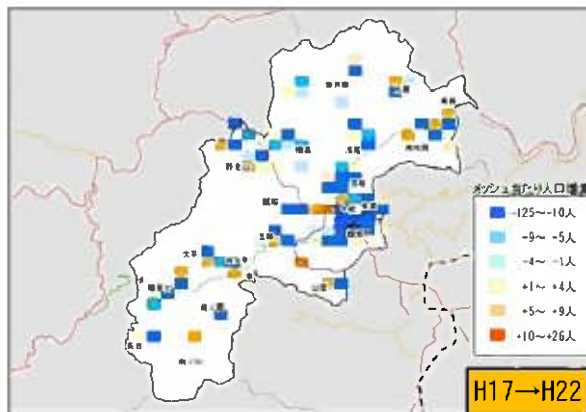
資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（佐川町）



資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

■人口分布の推移（越知町）



資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保障・人口問題研究所

【道路・交通】

資料：H22 国勢調査、H47 国立社会保険・人口問題研究所

- ・中央圏域の幹線道路網は、高知広域都市計画区域を經由して圏域内の各都市を結ぶ東西に延びる国道 33 号、国道 55 号、国道 56 号を骨格としています。高知市中心部から放射状に延びる国道 32 号、国道 194 号、国道 195 号などと連絡して国道 439 号や国道 494 号が、幹線道路を構成する構成となっています。これらの道路網は、主要地方道や一般県道を介して、山間部に点在する主要集落につながっています。
- ・国道 33 号をはじめ、多くの道路に「異常気象時通行規制区間」が定められています。豪雨時などには、事前規制による通行止めや、土砂崩れなどから各所で道路網が寸断します。道路網が途切れると、緊急輸送が困難になり、孤立する集落も生じるなど、安全・安心なくらしを営む上で大きな問題となります。
- ・「高知自動車道高知IC」を起点とする「高知東部自動車道」のほか「高知松山自動車道」などの幹線道路整備が進められており、災害発生時の道路の代替性を確保するとともに、圏域の一体性を高めて東部圏域や高尾圏域との広域連携の強化にもつながることが期待されています。
- ・公共交通として、「JR土讃線」と「土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線」の鉄道があり、圏域内の主要都市や、高知広域都市計画区域、隣接圏域、県外と結ばれています。また数社の路線バスも運行されていますが、利用者の減少から運行の確保に課題があります。

■高知県道路管内図



■四国 8 の字ネットワーク整備状況

H28.4.1時点



資料:「四国 8 の字ネットワーク」パンフレット(高知県)一部改編

【港湾】

- ・地域経済を下支えする海上交通の拠点として、中央圏域内には県管理港湾の手続港が整備されています。

【自然環境】

- ・中央圏域には、石鐘国定公園のほか、16の県立自然公園（龍河洞県立自然公園、手結住吉県立自然公園、白髪山県立自然公園、中津溪谷県立自然公園、横倉山県立自然公園、梶ヶ森県立自然公園、横浪県立自然公園、安居溪谷県立自然公園、上石山陣ヶ森県立自然公園、四国カルスト県立自然公園）があります。それらの豊かな自然環境を保全するとともに、観光地として活用を促進し、交流人口拡大に取り組んでいます。



手結住吉県立自然公園



横浪県立自然公園

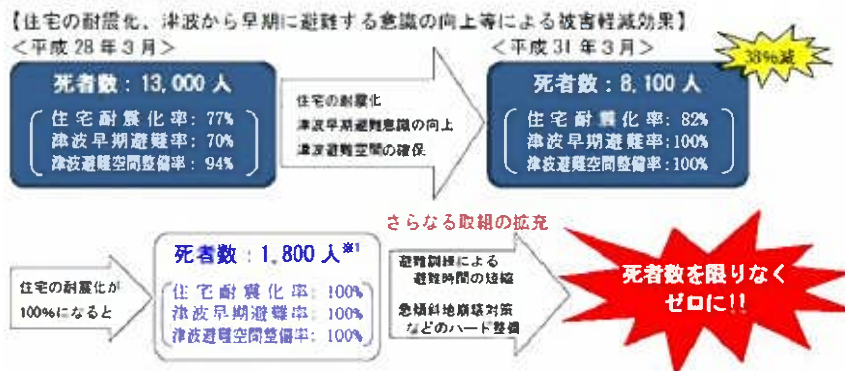


横倉山県立自然公園

【災害等】

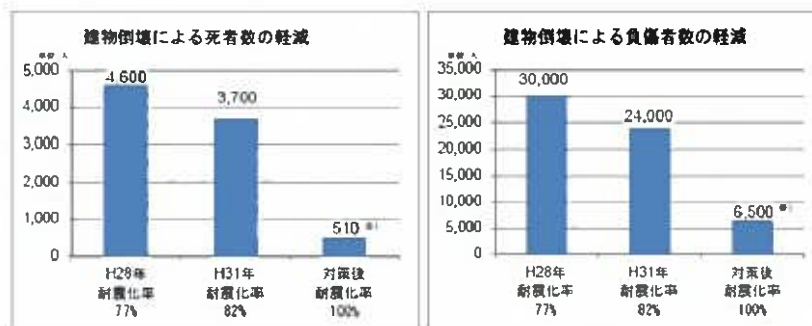
- ・南海トラフで最大クラスの地震が発生した場合、圏域の大部分で最大震度6強以上の揺れが予測されており、建物倒壊による被害のほか、上佐諸沿岸部では津波による大きな被害も想定されています。平野部の人口が密集した市街地においては、火災による被害も懸念されています。
- ・また山間部では、豊かな自然環境に恵まれている反面、たびたび台風や集中豪雨による河川氾濫、地滑りなどの土砂災害に見舞われており、道路の寸断なども数多く発生している状況から、自然災害への備えが急がれています。

■南海トラフ地震対策行動計画



【取組による被害軽減効果】

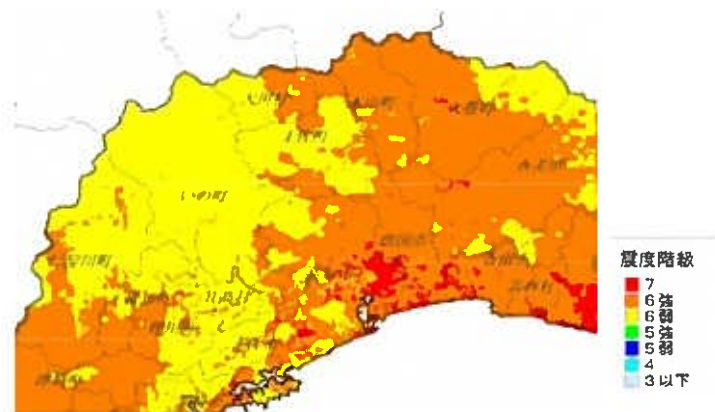
(1) 建物の耐震性の強化



^{*}1発生すれば最大規模をもち得る最大クラス（シナ）の地震・津波における被害が、平成17年度調査に基づき推計

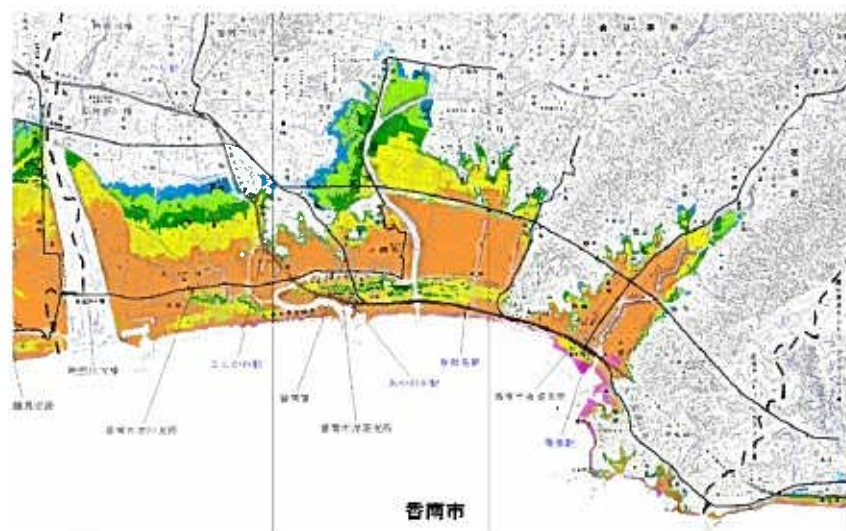
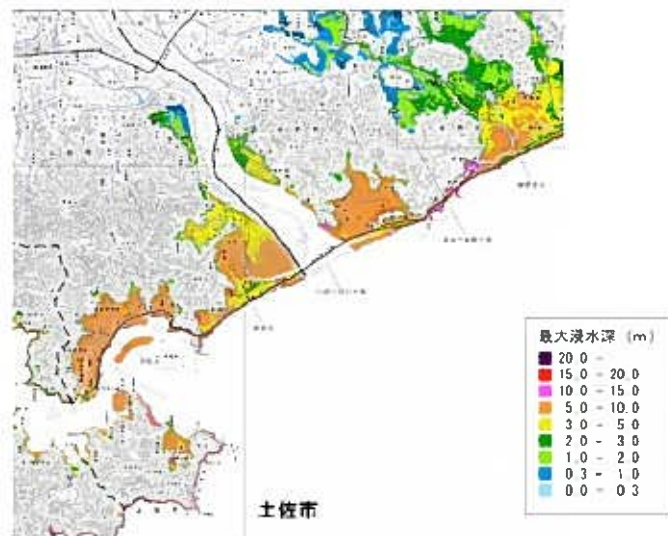
資料：第3期南海トラフ地震対策行動計画（高知県）【2016年3月時点】

■震度分布図(最大クラス重ね合わせ)



資料:【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測(高知県)

■最大クラスの津波浸水予測図



資料:【高知県版第2弾】南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測(高知県)

南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測で示している地図は、承認番号「平成24情総、第566号」により国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25, 000オンラインを複製したものである。

(2) 圏域の課題

1) 圏域全体の課題

【コンパクトシティ+ネットワーク型都市構造の形成】

- ・中央圏域においても、人口減少と少子高齢化が進行しています。
- ・人口減少は市街地の低密度化を招き、地域活力の低下や建城コミュニティの維持に大きな影響を与えます。地域の活力を維持増進するためには、安全・安心な暮らしが可能な市街地を実現し、産業振興の基盤となる都市施設の見直しや再編も必要です。
- ・人口減少や産業の衰退による行政の財政繰の中で、各都市は都市機能を維持し、相互に機能補完をすることで都市活力を高め、課題に対応していく必要があります。圏域内連携を前提にした相互補完の可能な拠点の設定により、拠点ごとに市街地構造や役割を見直し、まとまりのある都市を構築していく必要があります。
- ・それらの拠点をスムーズに結ぶ連携軸（広域、圏域、地域連携軸）の強化により、相互扶助、交流を深めていく「コンパクトシティ+ネットワーク」型圏域の実現を図ることが重要です。
- ・拠点間の良好な連携を図るためには、幹線道路網整備の継続と公共交通ネットワークの構築により、利便性にすぐれた交通網の整備が必要となります。

【豊かな自然環境の保全と、地域資源としての活用】

- ・中央圏域は、個性的な海や山、平野といった自然環境があり、この自然の魅力を最大限に活用することが重要です。中央圏域は、この魅力的な自然から生まれる資源をもとに、農林水産業を基幹産業として発展してきました。これからも豊かな自然環境を保全し、一次産業の建城資源を持続的に活用することが必要です。6次産業や交流産業（観光ほか）などを育成する新たな自然環境資源を創出し、産業の活性化を図ることも重要な課題になります。

【大規模災害への対応】

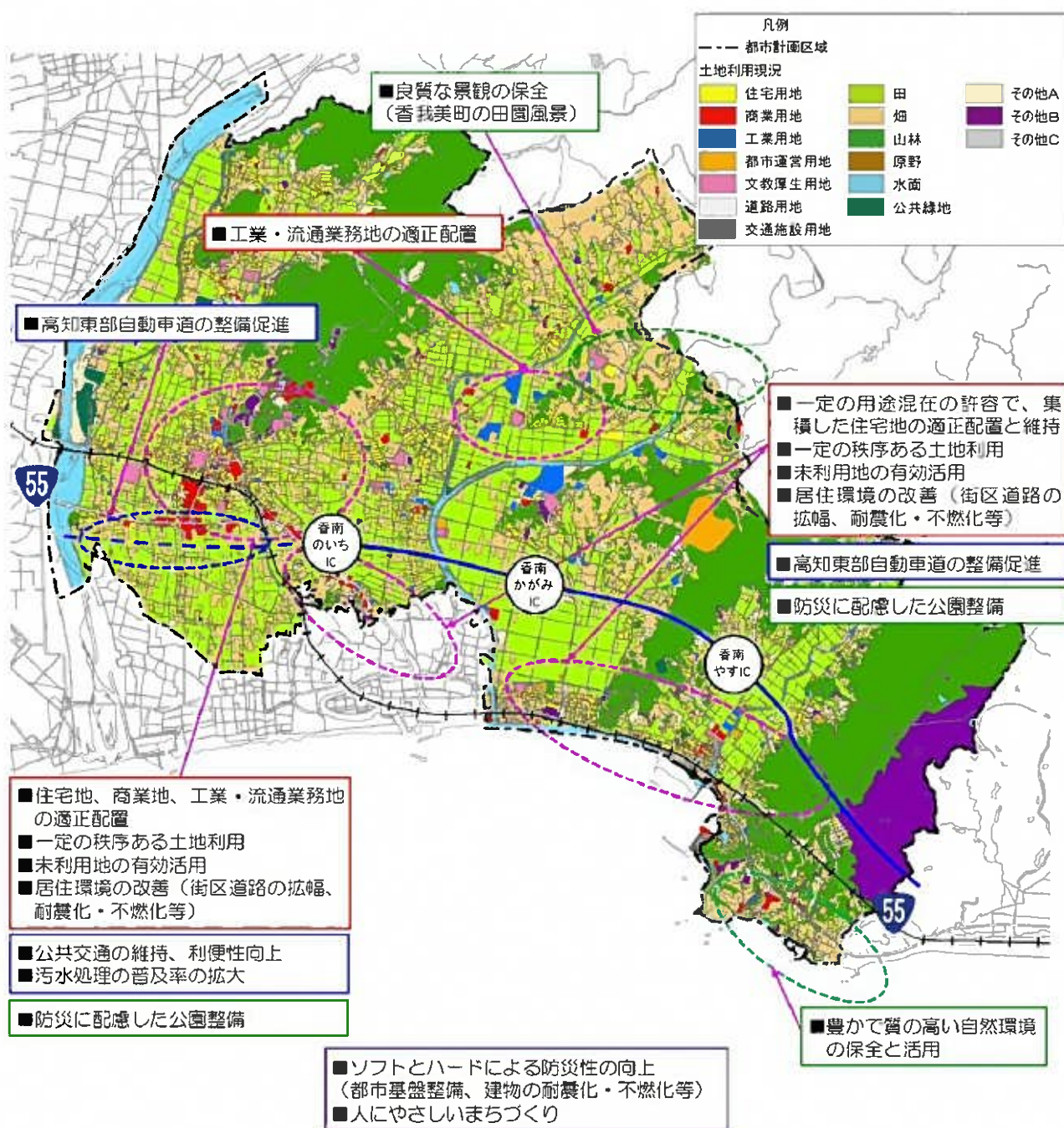
- ・大地震や集中豪雨、台風など避けることのできない自然災害の発生で、中央圏域は多大な被害を受けてきました。圏域の大部分が山間地である地形的な特性から、土砂災害の発生が広範囲に及ぶことが懸念されるとともに、沿岸部では台風時の高潮被害も受けます。また今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、建物倒壊や津波浸水など人命にかかわる甚大な被害が想定されています。
- ・土砂災害に対しては、開発を規制するとともに既成市街地における土砂災害防止対策の推進が必要となります。地震対策には、建築物や都市施設の耐震化、密集市街地の解消、津波避難への対応などハード、ソフト両面からの対策や、長期的な視点に立った市街地の構造や位置の見直しを検討することも重要です。また災害発生後の復旧復興のため、広域的な連携による相互扶助も必要となります。

2) 都市計画区域の課題

ここでは、各都市計画区域における課題を整理します。

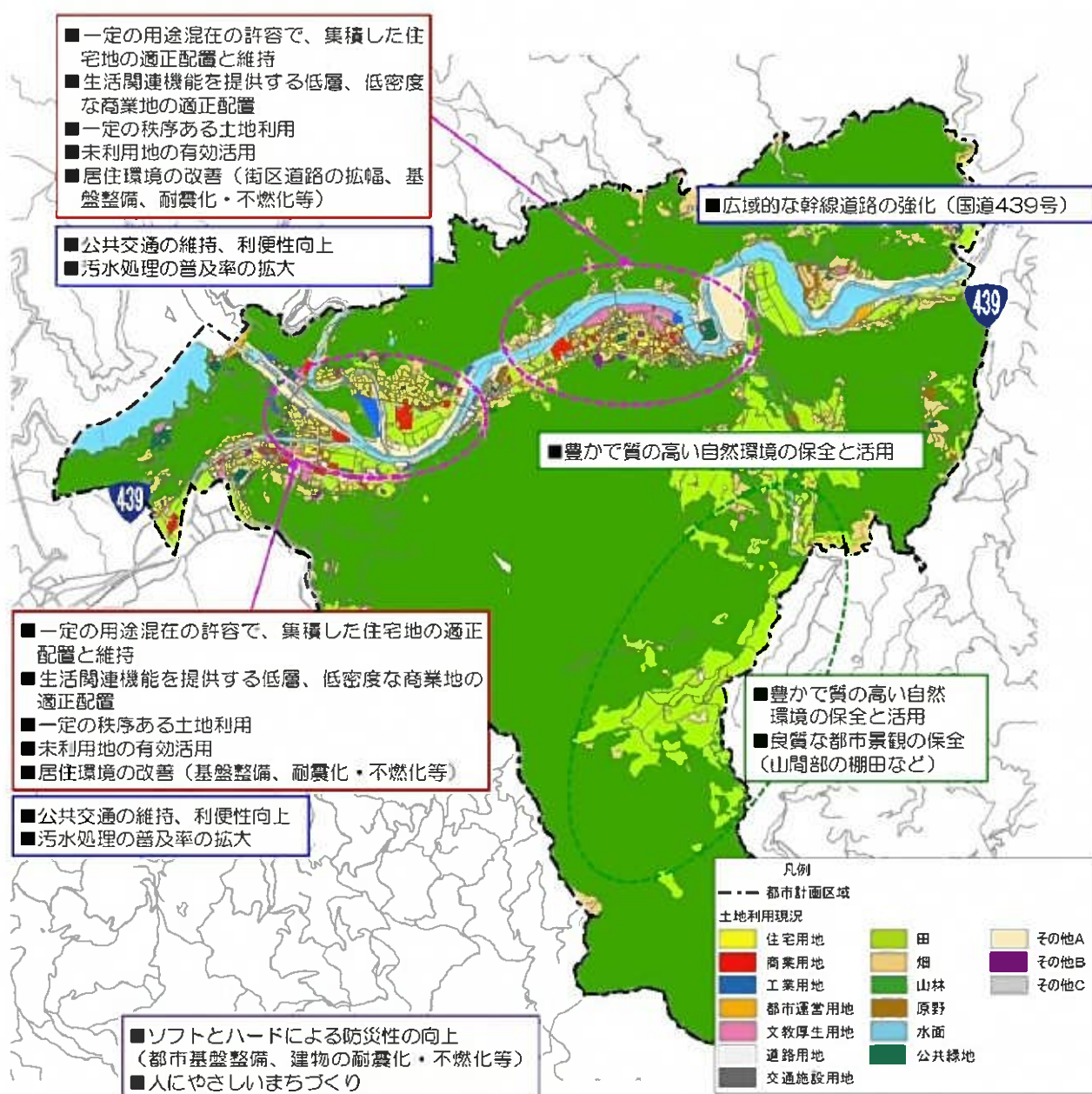
【香南都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口は平成22年まで増加していたが、減少傾向に移行し、今後も続く。 ・労働人口が減少し、産業も衰退傾向である。 ■産業・土地利用 ・市街地は市役所周辺や、香我美駅、鹿角駅周辺の国道55号沿道などに形成され、住居工が混在の土地利用であり、住宅用地は多いが未利用地や農地も混在する。 ・市街地以外では、河川沿いに広がる大規模農地周辺に、住宅団地などの住宅用地や、畑が混在した農用地が形成されている。 ・商業地は市役所周辺や国道55号沿道に集積している。 ・工業地は、香我美地区の河川沿いに集積するが、一部在来型の閉鎖が予定されている。 ■開発等動向 ・新築戸建、開発許可、農地転用ともに減少傾向で、開発率は低下している。 ・農地転用の主用途は、住宅用地、そのほか（駐車場等）である。 ・市役所周辺や香我美地区の大規模農地周辺で耕作放棄地や農地転用が多く、未利用地の増加が進行すると予測される。 ■建物用途ほか ・市役所周辺は店舗工の建物が混在し、商業化した地区もある。 ・国道55号沿道も住居工の建物が混在している。 ■空き家、街路 ・空き家や空き店舗の増加が進行している。 ・細街路が密集し空き家も多い。	■住宅地の適正配置 ・香南市中心部周辺や中規模の住宅地を適正配置 ・一定の用途混在の許容で、集積した住宅地の適正配置と維持（香南市香我美町岸本、霞架地区） ■商業地の適正配置 ・のりち駅周辺の既存商業地を中心にまとまりのある中規模の商業地を配置 ■工業・流通業務地の適正配置 ・幹線道路沿道や工業団地等へ工場などを誘導し低高度利用の工業地を配置（香南市香我美町中央部） ■その他土地利用の方針 ・一定の供出ある土地利用 ・未利用地の有効活用 ・居住環境の改善（街区市部の転換、農業化・半農化等）
都市施設整備	■交通基盤 ・土佐くろしお鉄道により、西は高知県全域都市計画区域の南国市、東は東部地域の安芸市につながる。 ・南部の市街地から北部の集落地への幹線道路や国道55号に沿って、路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になり可能性がある。 ・高知東部自動車道の部分開通で国道55号の渋滞が緩和されつつあるが、さらなる効果発現のためにこの自動車道の早期開通や幹線道路の整備が望まれる。 ・区域の南北を結ぶ幹線道路の整備も必要となる。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が99.99%（平成27年度末）である（都市計画区域外含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・高知東部自動車道の整備促進 ・公共交通の維持、利便性向上 ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率の拡大（公営下水道整備など）
整備又は保全	■法規制 ・市街地以外的大部分が農用地区域や森林地域に指定されており、開発の抑制となっている。 ■自然環境 ・「手話山古栗立自然公園」や「野市総合公園」、月見山こどもの森」は豊かな自然環境を有している。 ■地域資源 ・観光施設は「高知県立のいろ動物公園」「松金蔵」「月見山こどもの森」道の駅「あけ」「マ・シェ・パーク」等がある。	■緑が有する機能の充実 ・豊かな質の高い自然環境の保全と活用 ・防災に配慮した公園整備 ・良質な景観の保全
その他	■災害 ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が10%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ・水辺密集市街地が形成されている。 ■福祉 ・人口減少、高齢化、高齢単身世帯の増加が続き、地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた沿岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・ユニバーサルデザイン等の推進



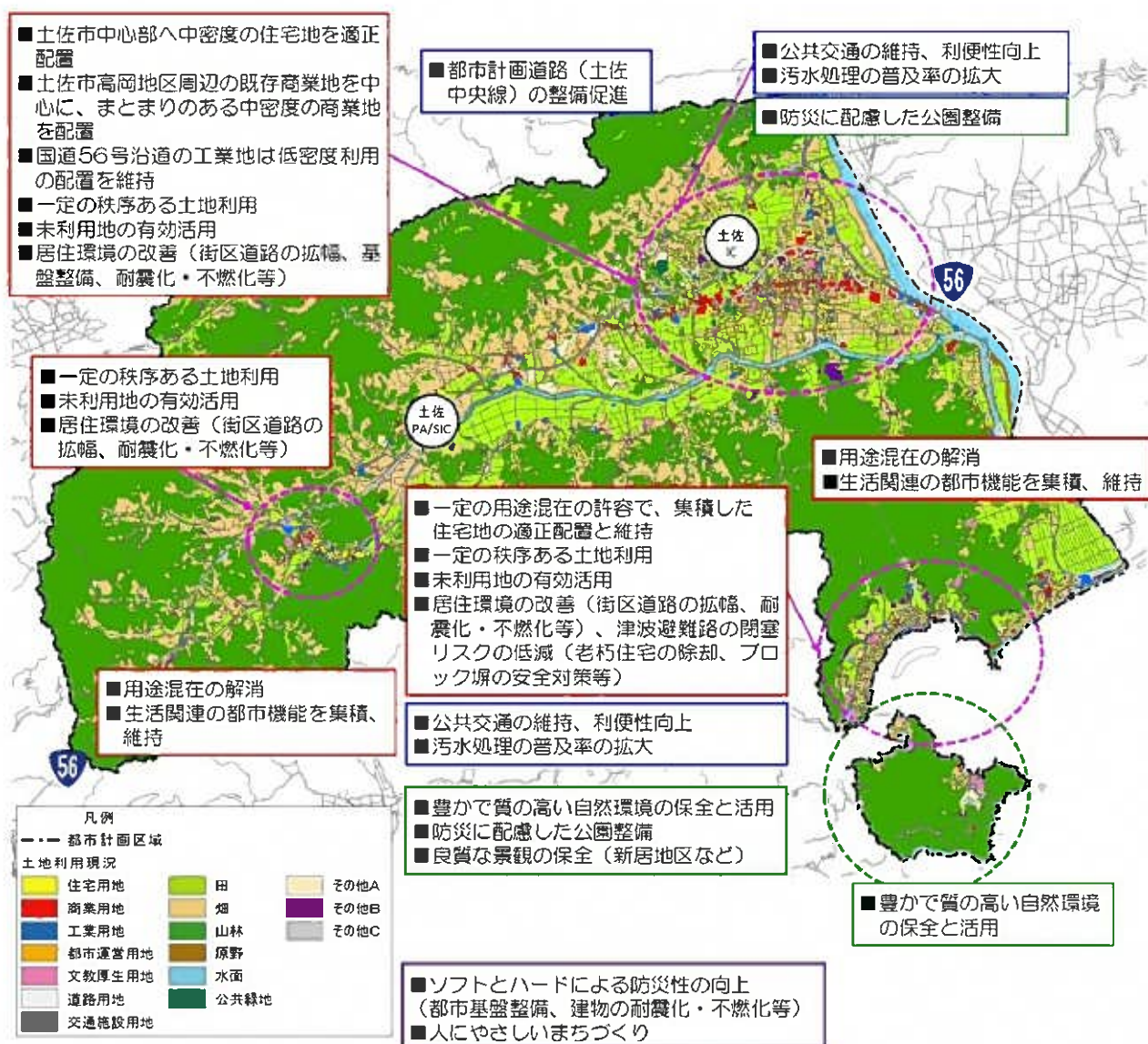
【本山都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口減少傾向が続いており、今後も継続する。 ・労働人口が減少し、産業も衰退傾向である。 ■産業・土地利用 ・市街地は、本山町役場周辺や田井地区に形成され、住宅が混在の土地利用である。 ・宅地から未利用地への転化が多く、国道409号沿道を中心に未利用地が点在する。 ・市街地周辺の河川沿いに農地が分布し、南部山間の吉盛、大石地区には集落と農地(畑田)が分布する。 ・商業地は田井地区で増加、本山町役場周辺では減少しているが全体としては減少傾向を示す。 ・工業地は国道409号沿道に集積するが変化はない。 ■開発等動向 ・新築着工はほぼ横ばい、新規開発許可はない。 ・農地転用は減少傾向で近年は転用がほとんどみられない。 ・農地転用の用途別では、住宅用地、その他(駐車場等)への転用が多く、工業用地への転用はない。 ・既存農地は、畜産に転用している。 ■建物用途ほか ・ほとんどの地区で住居系の建物割合が大きいが、田井地区は比較的商業系の建物が多い。 ■空き家、街路 ・全体に空き家率が高い。 ・国道409号などの幹線道路以外は幅員4m未満の道路が多い。	■住宅地の適正配置 ・一定の用途混在の許容で、集積した住宅地の適正配置と維持(本山町中心部、土佐町田井地区) ■商業地の適正配置 ・生活関連機能を提供する低層、低密度な商業地の適正配置(本山町中心部市街地、土佐町田井地区) ■その他土地利用の方針 ・一定の熟度ある土地利用 ・未利用地の有効活用 ・居住環境の改善(基礎整備、耐震化・不燃化等)
都市施設整備	■交通基盤 ・国道19号に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・国道19号と連絡する地域の幹線道路の整備が望まれる。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が64.0%（平成27年度末）である（都市計画区域外含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・公共交通の維持、利便性向上 ・広域的な幹線道路の強化(国道409号) ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率の拡大(合併処理浄化槽等の普及)
景観又は保全	■法規制 ・市街地以外の大部分が農用地域や森林地域に指定されており、開発の抑制となっている。 ■自然環境 ・本山町着目計画により良好な景観の形成を促している。 ・四方を山に囲まれた吉野川上流部のこの区域は、貴重な自然環境である。 ■地域資源 ・主要な観光施設及び観光地として「九郎高枝文藝館「道の駅土佐さめうら」」「本山さくら市」等がある。	■緑が有する機能の充実 ・暑さや夏の強い日照環境の休養と活用 ・良質な景観の休養(上流部の棚田など)
その他	■災害 ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ・土砂災害の危険箇所が点在し、その防災対策などの推進が必要である。 ・本山町長尾周辺に木造密集市街地となっており、田井地区も建物密度の高い地区が点在する。 ■福祉 ・少子、高齢化が進行し、地域コミュニティが不活性化するなかでは、すべての人に配慮したまちづくりが必要となる。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・災害発生時の迅速な救済や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・日清な避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・ユニバーサルデザインの推進



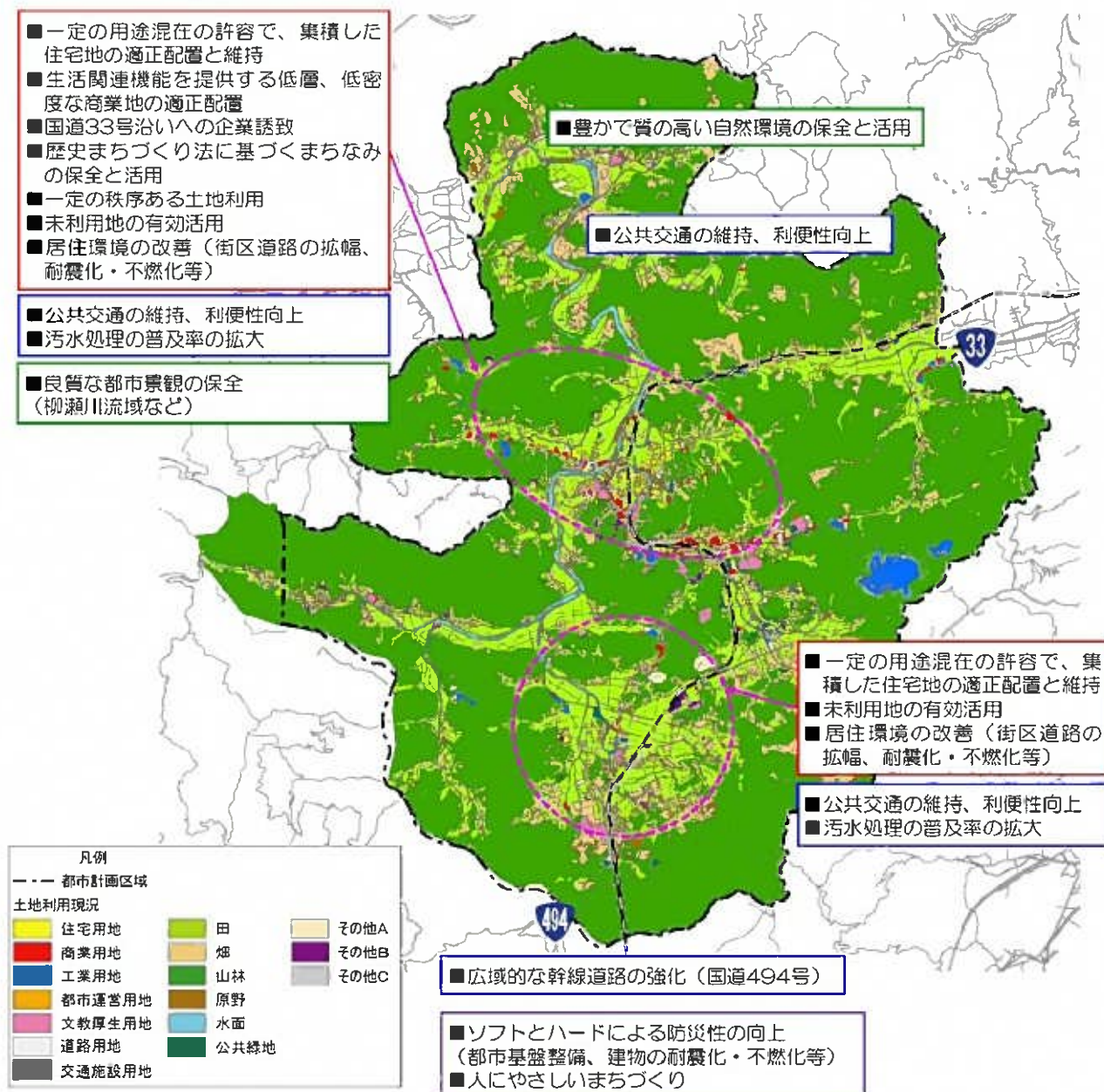
【土佐都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口は減少傾向が続いており、今後も継続する。 ・労働人口が減少し、産業も衰退傾向である。 ■産業・土地利用 ・市役所周辺に中心市街地が形成され、住居工が滞在している。 ・宇佐地区は漁業集落が発展した市街地が形成されており、住居工が滞在する。 ・市街地以外では河川沿いに農業集落が広がり、河川への谷筋に沿って住居用地と畑が混在した集落地が形成されている。 ・商業地は市役所周辺、宇佐地区、宇佐地区に集積しているが減少傾向にあり国道56号や幹線道路沿道にシフトしている。 ・工業地は市役所周辺、宇佐地区に集積しているが減少しており、従業員数は国道56号沿道で増加している。 ■開発等動向 ・開発管理、農地転用は長期的には減少傾向であり、開発許可も近年は少ない。 ・大規模小売店は、市役所周辺の国道56号沿道に集中している。 ・農地転用の推移を見ると、長期的には減少傾向にあり、分布としては市役所周辺が多い。 ・耕作放棄地については市全体で増加の傾向にある。 ・中心市街地周辺の国道56号などの幹線道路沿道で開発は続くものの、開発圧力の低下により農地の活用が進行しない。 ■建物用途ほか ・中心市街地の国道56号沿道は比較的商業系の建物が多く、ほとんどの地区で住居系の建物割合が大きい。 ・市役所周辺や宇佐地区の建物密度が高い。 ■空き家、街路 ・空き家は全体的に分布している。 ・国道56号などの幹線道路以外には幅員4m未満の道路が多い。	■住宅地の適正配置 ・土佐市中心部へ丁度良の住宅地を適正配置 ・一定の用途混在の許容で、集積した住宅地の適正配置と維持（土佐市宇佐、新馬地区） ■商業地の適正配置 ・土佐市高岡地区周辺の駅前商業地を中心に、まとまりのある中核的な商業地を配置 ■工業・流通業務地の適正配置 ・国道56号沿道の工業地は法定農利用の配置を維持 ■その他土地利用の方針 ・一定の秩序ある土地利用 ・土地利用の有効活用 ・居住環境の改善（街区適正の拡幅、基礎整備、耐震化、不燃化等） ・津波経路等の防災リスクの低減（市街地の擁護、ブロック塀の安全対策等）
都市施設整備	■交通基盤 ・国道56号に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・（仮）土佐中央駅や、地域の幹線道路の整備が望まれる。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が70.7%（平成27年度末）である（都市計画区域外含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・（仮）土佐中央駅の整備 ・公共交通の維持、利便性向上 ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率の拡大
整備又は保全	■法規制 ・市街地以外的大部分が農用地域や森林地域に指定されており、開発の抑制となっている。 ■自然環境 ・宇佐地区南部に「横濱県立自然公園」がある。 ■地域資源 ・主要な観光施設及び観光地として「日壇市」「宇佐水戸丸ミュージアム」がある。	■緑が有する機能の充実 ・景観や質の高い自然環境の保全と活用 ・防災に配慮した公園整備 ・景観や景観の保全（景観地区など）
その他	■災害 ・自然が引き起こす災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ・土佐災害危険箇所が、河川沿いや西部の崖落地に多数分布する。 ・ほとんどの地区で水害の被害の割合が高い。 ■福祉 ・人口減少、少子高齢化、高齢単身世帯の増加が続き、地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・被害の軽減に向けた海岸堤防及び河川堤防の耐震化や河川改修の推進 ・災害発生時の迅速な救援や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・円滑な避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・ユニバーサルデザインの推進



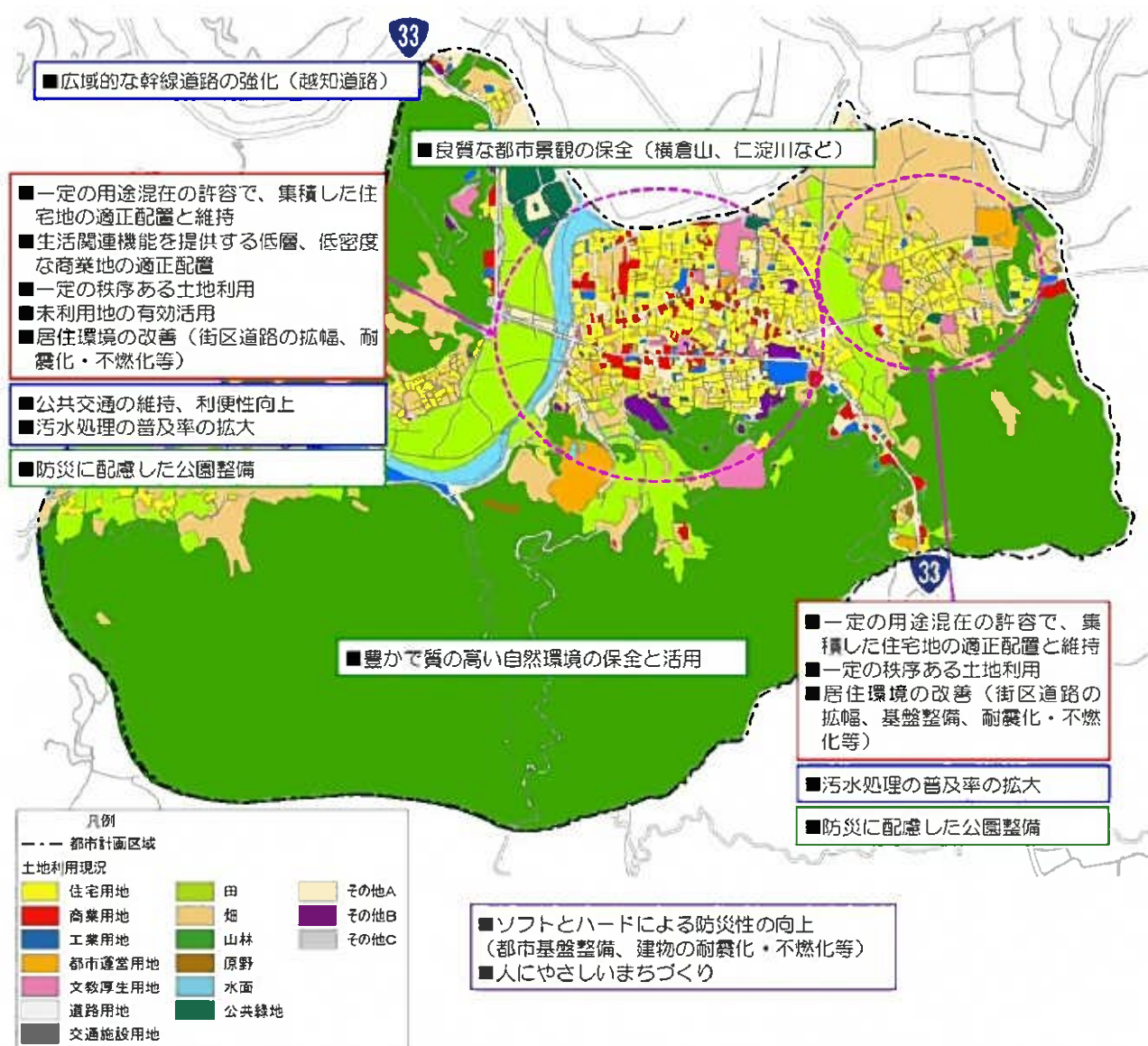
【佐川都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口は減少傾向が続いており、今後も継続する。 ・労働人口が減少し、産業も衰退傾向である。 ■産業・土地利用 ・中心市街地は国道30号、県道2号（旧国道30号）に沿って形成され、仕荷工の混在した土地利用である。 ・工業地帯の駅周辺や河川の流域には集積地が存在し、その周囲はまとまった農地（田畑）が分布している。 ・佐川駅周辺での宅地開発や、県道302号沿道を中心に商業用地、工業用地への用途転換がみられる。 ・公共施設等の整備による農地山荘等から公共用地への転換がみられる。 ■開発等動向 ・市街地で、農地転用ともに減少傾向で、開発許可は、ほぼ無関係に維持されている。 ・農地転用の用途別では、住宅用地、その他（駐車場等）への転用が多く、商業、工業用地への転用は少ない。 ■建物用途ほか ・仕荷工の建物が混在するが、ほとんどの地区では農家の建物割合が高い。 ・佐川駅周辺は建物密度の高い地区が存在する。 ■空き家、街路 ・空き家は全体的に分布する。 ・国道30号などの幹線道路以外は幅員4m未満の道路が多い。	■住宅地の適正配置 ・一定の用途混在の許容で、集積した住宅地の適正配置と維持（佐川町中心部、斗笠野地区） ■商業地の適正配置 ・生活関連機能を提供する店舗、低密度な商業地の適正配置（佐川駅周辺） ■工業・流通業務地の適正配置 ・国道30号沿いへの企業誘致 ■その他用途の配置方針 ・歴史まちづくり法に基づきまちの保全と活用 ■その他土地利用の方針 ・一定の残存する土地利用 ・土地利用の有効活用 ・居住環境の改善（駅前道路の維持補修、世帯化・不燃化等）
都市施設整備	■交通基盤 ・鉄道はJR土讃線がとおり、高知、徳島方面につながる。 ・国道30号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・国道494号などの広域幹線道路の整備計画が策定されている。 ・市街地と農地を結ぶ幹線道路の整備も必要となる。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が52.9割（平成27年度末）である（郡町村平均は60.6割）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・公共交通の路線、利便性向上 ・広域的な幹線道路の強化（国道494号） ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率の拡大
整備又は保全の環境	■法規制 ・市街地以外の大部分が農用地地区や森林地区に指定されている。開発の抑制となっている。 ■自然環境 ・市街地周辺の山荘や御瀬川は、豊かな自然環境を有している。 ■地域資源 ・主要な観光施設及び観光地として「佐川地蔵館」「土町地区」等がある。	■緑が有する機能の充実 ・豊かな自然環境の保全と活用 ・良質な景観の保全（御瀬川流域など）
その他	■災害 ・自然が弱く厳しい災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ・佐川駅を中心とした県道303号沿道や、各集落地に土砂災害警戒区域が指定されている。 ・ほとんどの地区で木造の建物の割合が高い。 ■福祉 ・人口減少、少子高齢化、高齢単身世帯の増加が続き、地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・災害発生時の迅速な対応や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・日頃から避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・ユニバーサルデザインの推進



【越知都市計画区域】

区分	現状・見通し	方針
土地利用	■人口等 ・人口は減少傾向が続いており、今後も継続する。 ・労働人口が減少し、産業も衰退傾向である。 ■産業・土地利用 ・中心市街地は町役場周辺、国道33号沿道に形成されており、住商工が混在した土地利用となっている。 ・市街地以外では、町役場東側の農地を挟んで、住宅用地と畑が混在した集落地が形成されている。 ・商業地は町役場周辺、国道33号沿道に点在しているが、減少しており、旧国道沿いに顕著な減少傾向がみられる。 ・工業地も町役場周辺、国道33号沿道に分布するほか、板折川沿いにも集積するが、全体的に大きな顕化はない。 ■開発等動向 ・住宅系には新築戸建増加がみられるが、新工業系は少なく、開発許可は町営住宅1件のみで、開発圧力は弱い。 ・農地転用は減少傾向で、用途別には、住宅用地、その他（駐車場等）への転用のみである。 ・町役場周辺やその外側で、新住宅集地や農地転用が多く、市街地の未利用地の増加や低密度化が進行すると予想される。 ■建物用途 ・ほとんどの地区で住宅系の建物割合が高い。 ・町役場周辺に住商工混在の地区が多く分布している。中心市街地西側では工業系、その他の割合が他地区より高い。 ■空き家、街路 ・高齢で空き家割合が8～10%である。 ・国道33号などの幹線道路以外は幅員4m未満の道路が多い。	■住宅地の適正配置 ・一定の用途混在の状態で、崩壊した住宅地の適正配置と維持（町営住宅中心部） ■商業地の適正配置 ・生活関連機能を提供する店舗、低密度な商業地の適正配置（越知町中心市街地） ■その他土地利用の方針 ・一定の誘導ある土地利用 ・未利用地の有効活用 ・居住環境の改善（街区道路の拡張、街美化・不燃化等）
都市施設整備	■交通基盤 ・国道33号などの幹線道路に沿って路線バスが運行されている。 ・利用者の減少により、公共交通の維持が困難になる可能性がある。 ・国道33号は災害時の不通が多く、越知道路の早期整備が必要で、また市街地と各農集間を結ぶ道路の改良等、幹線道路の整備が望まれる。 ■下水道及び河川 ・汚水処理人口普及率が70.7%（平成27年度末）である（都市計画区域外含む）。	■効率的で機能的な交通ネットワークの形成 ・公共交通の確保、利便性向上 ・広域相互幹線道路の強化（越知道路） ■汚水処理の充実 ・汚水処理の普及率の拡大（公共下水道整備など）
整備又は保全の自然的環境	■法規制 ・市街地以外の大部分が農用地地区や森林地区に指定されており、開発の抑制となっている。 ■自然環境 ・横倉山県立自然公園（やに沢川など）豊かな自然環境を有している。 ■地域資源 ・主要な観光施設及び観光地として「豊后山自然の芸術博物館（おらんど）」等がある。	■緑が有する機能の充実 ・豊かで質の高い自然環境の保全と活用 ・防災に配慮した公園整備 ・貴重な景観の保全（横倉山、仁徳川など）
その他	■災害 ・自然が招く厳しい災害に見舞われ、多くの人命と財産を失ってきた。今後30年以内の発生確率が70%程度とされる南海トラフ地震では、甚大な被害が想定されている。 ・都市計画区域の南部から西部にかけて、土砂災害警戒区域が指定されている。 ・町役場付近は本道並集市街地となっている。 ■福祉 ・人口減少、少子高齢化、高齢単身世帯の増加が続き、地域活力の低下や、地域コミュニティの維持が困難になると予想される。	■ソフトとハードによる防災・減災対策 ・災害発生時の迅速な被災や被害軽減に資する都市施設の整備 ・建物の耐震化や避難施設の整備 ・日清な避難に向けた支援体制 ■人にやさしいまちづくり ・ユニバーサルデザインの推進



(3) 都市計画区域指定の範囲について

【香南都市計画区域】

香南都市計画区域は、香南市の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の拡大・縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が続くと予測されます。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ・ 高知広域都市計画区域に隣接するため、一定の市街化圧力を受けていますが、生活圏としてのまとまりや影響を考慮する必要があります。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道など）の整備が重要です。 ・ 山外部分では、自然公園など各種法律による規制区域が指定されており、地形条件や人口・産業・開発の見通しからも大きな開発が行われる可能性は低いと考えられます。このことから都市施設整備の必要性は低いと考えられます。 ・ 都市計画区域の一部は南海トラフ地震による浸水が予測されている地域であり、大規模被害が予想されます。このことから、中期的な視点に立った都市計画による市内移動の誘導等、事前復興的な取り組みが必要です。	一市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画区域外	・ 都市計画区域外に所在する「旧赤岡町」「旧古川村」の区域にあつては、都市的土地利用の進行や基盤整備及び防災対策としての建築規制の必要性、優良農地の保全の面から、都市計画事業を導入することも考えられます。	・ 現行の都市計画区域の維持を原則としますが、今後の動向により都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

【本山都市計画区域】

本山都市計画区域は、本山町および土佐町の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行為はなく、今後も開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ・ 国道 439 号沿道を中心に、未利用地が点在しています。本山町役場周辺や田井地区において、商業・工業用地から住宅用地への転換（商店の廃業など）、宅地から未利用地への変化（商店の廃業、空き家化等）が数多く見られます。耕作放棄地は、各所に点在しています。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路、公共下水道など）の整備が重要です。 ・ 国道 439 号沿道の市街地以外の大部分が、農用地区域や森林地域（保樹林、地域森林計画対象民有林）に指定されています。南部は森林地域等の指定があり、また広域的立地条件、地形条件、開発動向などから開発等の圧力も低いと想定されます。 ・ 田井地区の背後に位置する急傾斜地などは山腹崩壊、地すべりを誘発する地質であることから治山事業、地すべり対策、及び急傾斜地崩壊対策事業等の推進が重要です。	・ 市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。 ・ 南部の山地部は、状況に応じて縮小の検討を行う必要があります。
都市計画区域外	・ 今後も効率的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業による施設整備の必要性は見込まれません。	一都市計画区域の拡大の検討は行いません。

【土佐都市計画区域】

土佐都市計画区域は、土佐市全域を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 事業所の分布状況をみると、市役所周辺、宇佐地区、家来地区に集積が見られます。平成18年から平成21年にかけては、市役所周辺、宇佐地区、家来地区で減少し、国道56号沿道で増加しています。 ・ 開発許可の分布をみると、市役所周辺に住宅系の開発が点在し、商業系の開発は、国道56号沿道に集中しています。 ・ 高知広域都市計画区域に隣接するため、一定の市街化圧力を受けていますが、生活圏としてのまとまりや影響を考慮する必要があります。 ・ 市域の西側は、谷筋に集落が点在している状況であり開発圧力は低いと考えられます。また、市域の中央部は上佐スマート100などがあり開発の可能性があります。南部の宇佐地区は、ある程度市街化が進展しており、津波対策も必要です。 ・ 市全域が都市計画区域ですが、ほぼ全域が農業地域、森林地域となっています。農地転用の推移をみると、長期的には減少傾向にあり、分布としては市役所周辺に多く見られます。また、耕作放棄地については市全体で増加の傾向にあります。 ・ 都市計画区域の一部は南海トラフ地震による浸水が予測されている地域であり、大規模被害が予想されることから、健全な復興計画が必要です。	→市街地とその周辺の農地等の平田地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。 →市街地外周の山地については、状況に応じて都市計画区域の縮小の検討を行う必要があります。
都市計画区域外	・ 今後も効率的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業による施設整備の必要性は見込まれません。	→都市計画区域の拡大の検討は行いません。

【佐川都市計画区域】

佐川都市計画区域は、佐川町の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後も同様の傾向が予測されます。 ・ 事業所の分布は、佐川駅周辺、旧国道 33 号（現県道 302 号）沿道や国道 494 号沿道に集積がみられます。その分布の推移を見ると、佐川駅周辺の旧国道 33 号沿道で増加しています。 ・ 新築着工、開発許可、農地転用ともに減少傾向で、開発圧力は低下していますが、幹線道路沿道を中心として、耕作放棄地等の宅地転用が進行すると予想されます。 ・ 既成市街地では、秩序ある土地利用が必要です。また、良質な居住環境を維持・創出するためには、都市施設（道路など）の整備が重要です。 ・ 中心市街地（佐川駅周辺）及びその周辺で農地転用や耕作放棄地が多く見られます。また、南部の集落地で耕作放棄地が多く見られます。一方、幹線道路沿道以外では、耕作放棄地等の未利用地が活用されないことによる農地や山林の荒廃が懸念されます。 ・ 西側の一部を除き、町の大部分が都市計画区域であり、全域が農業地域、森林地域となっています。 ・ 都市計画区域内は土砂災害危険箇所が点在するなど、地震や大雨等により、有事の際には一帯に大規模被害が予想されることから、都市防災に留意したまちづくりが必要です。	→市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行どおり都市計画区域の維持が必要です。 →市街地周辺を除く一部の地区では、状況に応じて縮小の検討を行います。
都市計画区域外	・ 今後も効率的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業による施設整備の必要性は見込まれません。	→都市計画区域の拡大の検討は行いません。

【越知都市計画区域】

越知都市計画区域は、越知町の一部を都市計画区域として指定しています。

以下の現状および見通しを踏まえ、現行の都市計画区域の維持を原則としつつ、将来的に都市の動向に変化が生じた（または変化が見込まれた）際には、必要に応じて区域の縮小を検討します。

	地区の現状及び見通し	区域変更の必要性
都市計画 区域内	・ 将来的な人口・産業動向は減少傾向にあり、今後同様の傾向が予測されます。 ・ 開発動向をみても、近年大規模な行状はなく、今後開発圧力は高くないと予測されます。こうしたことから、今後、新たに大きな土地需要は発生しないと考えられます。 ・ 事業所致、従業者数ともに減少傾向で、中心部の空洞化と幹線道路沿道へのシフトが進行しています。今後も人口減少等に伴い商業の衰退が続き、中心商業地や生活に身近な商業機能の低下、国道33号などの幹線道路沿道への商業機能のシフトが継続すると予想されます。また、労働人口の減少により産業の衰退が継続すると考えられます。 ・ 新築着工は増加傾向ですが、開発許可や農地転用は、近年ほとんどみられず、開発圧力は低下しています。今後も新たな開発は少なく、地域活力の衰退がより一層進行すると予想されます。 ・ 未利用地が活用されないことによる中心市街地（町役場周辺）の空洞化や、農地や山林の荒廃が懸念されます。 ・ 都市計画区域内は土砂災害危険箇所が点在するため、大雨等による、一帯の大規模被害が予想されることから、都市防災に留意したまちづくりが必要です。	一市街地とその周辺の農地等の平坦地、および隣接山地部分では、現行とおり都市計画区域の維持が必要です。
都市計画 区域外	・ 今後も効率的な基盤整備は必要ですが、都市計画事業による施設整備の必要性は見込まれません。	都市計画区域の拡大の検討は行いません。

2 都市計画の目標

(1) 基本的事項

1) 目標年次

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿の展望をもとに、将来目標をかかげます。市街地の規模、都市施設及び市街地開発事業など具体的な整備計画については、おおむね 10 年後の中間目標を設定して計画します。

このため、平成 27 年を基準年として、中間年次を平成 37 年、目標年次を平成 47 年とします。

2) 将来フレーム*

今後も人口減少が続くと予測されるなか、各地域がそれぞれの特徴を活かして自立的かつ持続的な社会をつくることを目的として、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。各地域が「総合戦略」で示した施策を積極的に推進し、出生率の回復、転入促進、転出抑制を図ることを前提として、中央圏域都市計画区域マスタープランの将来フレーム（都市計画区域内人口）を以下のように設定します。

都市計画区域		基準年 平成 27 年 (2015 年)	中間年次 平成 37 年 (2025 年)	目標年次 平成 47 年 (2035 年)
香南	人口フレーム	39.5 千人	39.5 千人	39.3 千人
	参考値	(39.8 千人)	(29.4 千人)	(39.3 千人)
本山	人口フレーム	4.9 千人	4.5 千人	4.1 千人
	参考値	(4.9 千人)	(4.3 千人)	(3.7 千人)
土佐	人口フレーム	27.5 千人	25.3 千人	23.4 千人
	参考値	(27.1 千人)	(24.1 千人)	(21.0 千人)
佐川	人口フレーム	13.0 千人	12.0 千人	11.1 千人
	参考値	(13.0 千人)	(11.6 千人)	(10.3 千人)
越知	人口フレーム	3.5 千人	3.0 千人	2.7 千人
	参考値	(3.5 千人)	(3.0 千人)	(2.3 千人)

※人口フレームは、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンから、H27・H37・H47 の人口を推計したものに、国勢調査の結果から算出される各市町村の総人口に占める都市内人口のシェア率を掛け算出した値。

※参考値は、H27 国勢調査を基準とした国立社会保障・人口問題研究所の市町村単位の推計値に、将来の都市計画区域人口シェア率を掛けて算出した値。

(2) まちづくりの基本理念

中央圏域においては、圏域に属する各市町村が自立した市街地を構築し多極連携をもとに、高知広域都市計画区域とも役割分担を行えるような健全で力強い圏域づくりが重要です。

その基本理念を以下のように設定します。

一極集中から多極連携へ、高知家・家族圏域づくり

～つながり、育みあう地域づくり～

(3) まちづくりの基本方針

基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を設定します。

方針① ネットワークによる多極連携型まちづくり

中央圏域を構成する都市計画区域は、高知市と強い関係を有するだけでなく、周辺市町村に対しても一定の求心力があります。これら都市計画区域においては、適正な土地利用を促進し、都市機能を維持しながら適正に配置することにより、圏域内における拠点性を強化し、高知市と役割分担ができる都市の形成に努めます。また広域道路網や圏域内道路網を整備してネットワーク化を図ることで、拠点間の連携が密になり交流人口の増加につなげていきます。

- 適正な土地利用の促進
- 都市機能の適正な配置
- 広域道路網の整備促進
- 交流人口の増加と移住・常住人口の定着

方針② 安全・安心で住みやすいまちづくり

南海トラフ地震や、頻繁に発生する土砂災害などの自然災害から命を守るために、防災に対する生活基盤の整備を進め、安全・安心な生活環境を構築します。安全・安心で住みやすいまちが形成されると、交流人口の増加や移住が促進されます。

誰もが自由に移動でき、安心して暮らせるために、日常生活に必要な機能が確保されている地域と市街地を結ぶ公共交通や、生活空間における歩道、コミュニティ道路の整備など、交通環境の改善に努めます。地域特性に応じて、都市間を結ぶ幹線道路や公共交通ネットワークの形成に取り組みます。

- 防災・減災に向けた基盤整備
- 交流人口の増加と移住・常住人口の定着
- 都市機能の適正な配置

方針③ 地域の資産を活かしたまちづくり

圏域の自然や歴史的、文化的環境がもつ地域資産を継続的に保全することで、魅力ある地域資源が生まれます。その地域資源を、基幹産業である第一次産業においては、特産品化、地域ブランド化、6次産業化などの取り組みに活かし、また観光資源としても利活用に努めます。資産の活用で、個性豊かな活力のあるまちづくりを進めます。

- 地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と利活用
- 交流人口の増加と移住・常住人口の定着
- 広域道路網の整備促進

(4) まちづくりの考え方と方向性

◇適正な土地利用の促進

人口減少に伴い、圏域全体の開発圧力は低下していますが、高知市の近郊に位置することから投機的なミニ開発の影響を受ける恐れがあります。その対応が必要な場合は、地区計画^{*}、立地適正化計画^{*}等の導入を検討し、都市計画区域内の適正な土地利用を誘導します。都市機能がある程度集約した市街地では、用途の混在を許容しながら空き地・空き家の利活用も検討します。

◇都市機能の適正な配置

「圏域拠点」として位置づけた市街地は、周辺地域へ都市的サービス等を供給するために、都市機能の維持・集積を図ります。

圏域拠点を補完する「地域拠点」となる市街地は、一定程度の都市機能の維持を図るとともに日常生活に必要な生活関連機能の維持・集積を図ります。

「生活拠点」として位置づける市街地は、周辺拠点との連携強化により都市機能を補完し、住民の日常生活を支える生活関連機能の維持を図ります。

◇広域道路網の整備促進

中央圏域は、高知広域都市計画区域の外周に位置しており、その道路網は圏域の市町村を相互に連絡し、高知広域都市計画区域とつながる環状的な構成になっています。さらに高規格道路の整備がすすみ、走行性の向上や災害時の緊急輸送道路の確保といった機能が期待されます。しかし、現在の道路網は脆弱なところも多くあり、スムーズな道路交通が確保されていません。広域道路網の機能を、効果的に利用できるように、道路網を整備していきます。

◇交流人口の増加と移住・常住人口の定着

気候、地勢、歴史的に魅力のある高知県は、近年移住者が増えています。中央圏域もそれらの魅力を十分に持つ上、高知市に近く都市的利便性もあるため、県外からの移住の適地といえます。

県外からの移住や定住を視野に入れた、都市機能の適正な配置や道路網の整備を検討し、良好な居住環境の維持・向上に努めます。

◇防災・減災に向けた基盤整備

中央圏域では山間部は、台風、豪雨による土砂災害や道路の通行止めが懸念し、河川沿いの平野部は河川氾濫による浸水被害等が発生、沿岸部では、高潮被害が懸念されています。また南海トラフ地震への対策は全県的な課題となっています。

これら自然災害に対し、安全・安心な生活環境を確保するため都市基盤の整備を進め、地域コミュニティを核とするリスクマネジメントによる防災・減災対策を促進します。

◇地域が誇る自然・歴史・文化資源の保全と利活用

中央圏域には多くの県立自然公園や、歴史的、文化的風情のある町並みがあります。これらの景勝地や、町並みは観光、レクリエーションなどに利活用を検討します。

中央圏域の第一次産業は、県内都市部への食糧供給基地としての役割を担っており、各地域で特有のブランド構築や環境配慮型農業、6次産業化の推進が図られています。林業でも、間伐材や木質バイオマス等の利活用により森林資源の有効利用が進められています。

地域の豊かな自然から得られる資源の保全と利活用を促進し、地域の活性化を図ります。

(5) 圏域の将来像

1) 拠点と連携軸の設定と役割

◇持続可能な都市づくり

【圏域拠点】

圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域の要」として、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積する区域

- ・ 香南市中心部（市役所及び土佐くろしお鉄道のいち駅周辺の区域）
- ・ 土佐市中心部（市役所周辺の区域）

【地域拠点】

圏域拠点ほどの広域性はないものの、圏域拠点を補完する一定程度の都市機能を維持・集積するとともに、自立した日常生活に必要な生活関連機能を維持・集積する区域

- ・ 本山・土佐町（本山町 役場周辺、土佐町 田井地区を含めた区域）
- ・ 佐川町中心部（佐川高校からＪＲ佐川駅周辺までの区域）
- ・ 越知町中心部（町役場周辺の区域）

【生活拠点】

圏域内の各都市における広域的なレジャーや余暇需要に対応し、定住や交流の促進に寄与する区域

- ・ 大豊町、日高村、大川村、仁淀川町、土佐町中心部（町役場周辺の区域）

【自然交流ゾーン】

圏域内の各都市における広域的なレジャーや余暇需要に対応し、定住の促進に寄与する区域

- ・ 自然公園区域
石鎚国定公園、
龍河洞県立自然公園、手結住吉県立自然公園、白髪山県立自然公園、
中津溪谷県立自然公園、横倉山県立自然公園、梶ヶ森県立自然公園、
横浪県立自然公園、安居溪谷県立自然公園、工石山陣ヶ森県立自然公園、
四国カルスト県立自然公園

【広域連携軸】

主に県外や圏域間など広域的な連携・相互補完を担う幹線道路及び鉄道

※高速道路網のほか、地域の発展や産業の振興に寄与し、圏域内外の広域的な交通を担う道路

- 道路網

高知自動車道、高知東部自動車道、高知松山自動車道

国道 32 号、国道 33 号、国道 55 号、国道 56 号、国道 194 号、国道 195 号、国道 494 号

- 公共交通網

J R土讃線、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線、とさでん交通バス など

【圏域連携軸】

主に圏域内の各都市及び拠点における都市活動や産業活動などの相互補完・機能分担を支援・連携する道路

- 道路網（国道）

国道 439 号

- 道路網（主要地方道）

県道川之江大豊線、県道高知伊予三島線、県道春野赤岡線、

県道高知本山線、県道本川大杉線、県道伊野仁淀線、

県道龍河洞公園線、県道香北赤岡線、県道高知土佐線、

県道土佐伊野線、県道夜須物部線、県道土佐佐川線

【地域連携軸】

主に圏域内の各拠点や各都市の連携を担うバス交通等、公共交通の整備された道路

- 道路網（一般県道など）

県道土佐山田野市線、県道大川土佐線、県道家俊岩戸真幸線、

県道下山越知線、県道長者佐川線 など

◇都市活力の維持・向上

【産業拠点】

圏域の持続的な発展に向けて、産業集積や新たな企業の立地・誘致を図るべき区域

- ・香南工業団地（香南市）

【交流拠点】

<公園>

広域的なレジャーや余暇需要に対応し、交流の促進に寄与する区域

- ・地区公園以上の都市公園など
香南市：野市総合公園（総合公園）
本山町：掃全山公園
土佐市：土佐公園（地区公園）、新居緑地公園、宇佐しおかぜ公園
越知町：宮の前公園（地区公園）

<歴史・文化>

個性ある歴史・文化資源である施設や景観をもち、これらの資源の保全や利活用および交通アクセスの向上を支援することで、魅力ある都市づくりに貢献する区域

- ・歴史・文化建造物のあるまちなみ
豊楽寺『国宝薬師堂』（大豊町）
文教の町が誇る歴史的なまちなみ（佐川町）
横倉神社、蚕糸資料館（越知町）- ・四国霊場八十八箇所
大日寺（香南市）、清瀧寺、青龍寺（土佐市）

<その他>

地域資源を活用し、地場産業や観光の振興に寄与する施設または区域であり、広域交流による地域活力の向上を目指して都市基盤の整備を進める区域

- ・道の駅など
やす（香南市）、大杉（大豊町）、本山さくら市（本山町）
土佐さめうら（土佐町）、新居地区観光交流センター（土佐市）- ・主なエリア
県立のいち動物公園、月見山こどもの森（香南市）
ゆとりすとパークおおとよ、早明浦ダム（嶺北周辺）

【防災拠点】

広域的な防災機能を備えた「総合防災拠点」、県内全域の広域的な医療救護活動の支援を担う「災害拠点病院」

- 総合防災拠点
県立青少年センター（香南市）
- 災害拠点病院（高知県災害時医療救護計画）
土佐市民病院（土佐市）

【小さな拠点】

中山間地域に暮らす人々の生活やコミュニティを守る拠点

- 地域の支え合いや活性化の拠点
集落活動センター
- 小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点
あったかふれあいセンター



3 区域区分等の方針

(1) 区域区分の有無

以下の(2)(3)(4)の検討結果より、本圏域では区域区分を定めないこととし、今後の市街地の動向等を踏まえ、都市計画法の運用による良好な都市環境の形成を図っていきます。

なお、以下の(2)(3)(4)の検討は、中央圏域に含まれる5つの都市計画区域（香南、本山、上佐、佐川、越知）のみを対象にしています。

(2) 市街地の拡大・縮小の可能性

中央圏域の都市計画区域は、山林が全体に占める割合が55%と高くなっています。山に囲まれた盆地や、河川沿いの狭小な平地に市街地や集落が形成されています。上佐湾に面した都市計画区域は香長平野や高岡平野に比較的広い市街地を形成しています。どの区域も周辺には多くの耕作放棄地が分布しています。農地転用による住宅化はみられますが、市街地の拡大に至る規模ではありません。また空き家が増加傾向にあり、市街地の低密度化が進行すると想定されます。このように、土地利用の側面では市街地の拡大の可能性は低いと予測されます。

人口の動向をみると、香南都市計画区域で一時期人口増加が認められましたが、現在は圏域すべての都市計画区域で人口が減少しています。今後も人口減少が進むものと推計（国立社会保障・人口問題研究所）されています。各市町が策定する人口ビジョンでは、若干この推計値よりも大きくなっていますが、減少傾向を抑制するまでのものであり、都市計画区域内での人口増加は望めない状況です。

したがって、人口動向の側面からも、市街地拡大の可能性は低いと予測されます。

商業、工業の動向をみると、長期的には各区域ともすべての指標が減少傾向を示しています。商業施設においては、中心市街地から幹線道路沿道への移動が認められ、市街地では空き店舗の増加などますます空洞化が進行しています。

また、第8期高知県産業振興計画で目指す拡大再生産が実現した場合においても、生産効率の向上や低・未利用地の活用など、現在の工業地等で収容することができる規模と考えられます。

以上のような産業の見通しの中では、市街地の拡大はないものと想定されます。

新築着工や農地転用は一部横ばい状況がみられるが、ともに減少傾向にあります。開発許可は減少し、大規模小売店舗の出店は数店あるのみです。

これらの現状から、区域が拡大するような新たな市街化圧力は生じないものと予測されます。

(3) 良好な環境を有する市街地の形成

中央圏域の市街地は、香南、土佐都市計画区域のように一定の都市集積が維持されている区域と、本山、佐川、越知都市計画区域のように、人口減少に伴う空き家等の発生と、国道等の幹線道路沿道への人口拡散が著しい区域があります。

すべての区域の市街地において用途の混在が認められ、これまでに都市基盤等が整備され、ある程度まとまった市街地として形成されています。今後、市街地の環境を改善・向上していくために、香南、土佐都市計画区域においては、地区計画や立地適正化計画等の導入を検討し、必要な都市施設を整備・維持していく必要があります。一方、本山、佐川、越知都市計画区域においては、ある程度の用途混在を認めて人口の集積を確保しながら、必要な都市施設を整備・維持することによって、市街地の環境を保持していく必要があります。

(4) 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

市街地周辺の山林や農地はほとんどが農用地区域や森林地域（保安林、地域森林計画対象民有林）に指定されています。また、人口の減少や産業の衰退傾向から、市街地周辺の山林や農地に開発圧力が高まる可能性は低いと考えられます。

香南、土佐都市計画区域においては、開発可能な平坦地が多いことや、道路等の整備が進んで高知市からの移動が容易になることから、投機的な宅地開発が懸念されます。しかしこの開発も周辺の山林や農地まで及ぶことはないと思われますが、将来の動向を慎重に見極めて、地区計画、立地適正化計画等の導入の検討を行う必要はあります。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する都市計画の方針

(1) 主要用途の配置の方針

1) 住宅地

圏域拠点のように都市機能が集積した地域では、住宅地への利便性が高まるように低・未利用地を有効に活用し、良好な居住環境の形成を図り、維持していきます。

地域拠点や生活拠点の住宅地は、ある程度の用途混在を許容しながら、日常生活を支える生活関連機能の誘導や空き家の利活用などにより、居住環境を改善、維持していきます。また居住を誘導し、定着を図ります。

2) 商業・業務地

都市機能が既に集積する圏域拠点の商業・業務地は、既存の商業地を核として、一定の用途再配置などにより都市機能（商業・交流・業務など）をまとめた中層建築物による商業・業務地とします。そのために、地区計画や立地適正化計画等の導入を検討します。

地域拠点や生活拠点では、ある程度の用途混在を容認し、Aや民間業者、NPOと連携しながら、交流拠点にもなる「まちの駅」「道の駅」のような低層の複合商業施設を配置し、日常レベルでの生活関連サービスを提供する商業・業務地とします。

3) 工業・流通業務地

本圏域の工業は衰退傾向にあり、特に中心市街地周辺では減少傾向にある一方、国道等の幹線道路沿道では従業員数が増える傾向があります。

工業は、生産施設や流通施設など一連の施設が集約することで、生産性向上につながります。また、騒音や大型車両の通行、廃棄物処理の問題もあり、住商と混在した状況は望ましくありません。そこで周辺環境、景観に配慮して、幹線道路沿道や既存の工業団地等に工業・流通業務の誘導を図ります。

4) その他

本圏域には、佐川町の文教の町が誇る歴史的な街並みや多くの自然公園など、自然・観光資源が存在しています。歴史的風致維持向上計画等の認定を受けた地区では、低層・低密度な市街地を形成し歴史的な街並みとしての良好な環境を維持します。圏域内の他の観光資源とも連携して、地域活性化につながる交流機能の拡大に取り組みます。

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成とおおむねの区域を次のように定めます。

圏域拠点については、商業・業務などにおいて多様な都市機能を持ち、生活関連機能を維持・集積していく地域として、土地の中密度利用を図ります。

地域拠点および生活拠点については、地域に必要な商業・業務機能などを配置し、日常生活を支える生活関連機能を維持していく地域として、土地の低密度利用を図ります。

これ以外については、低密度利用を図る地域とします。

	中密度利用を図るべき地域	低密度利用を図るべき地域
住宅地	(圏域拠点) ・香南市中心部 ・土佐市中心部	(地域拠点など) ・香南市香我美町岸本、夜須地区 ・土佐市宇佐、新居地区 ・本山町中心部 ・土佐町田井地区 ・佐川町中心部、斗賀野地区 ・越知町中心部
商業・業務地	(圏域拠点) ・香南市のいち駅周辺 ・土佐市高岡地区周辺	(地域拠点など) ・本山町中心市街地 ・土佐町田井地区 ・佐川町JＲ佐川駅周辺 ・越知町中心部
工業・流通業務地		・香南市香我美地区 ・土佐市高岡地区周辺
その他		(歴史的風致地区*) ・佐川町

(3) 市街地の土地利用の方針

1) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本圏域の都市計画区域における市街地の道路は、幹線道路を除くとほとんどが幅員 4m未満の狭小道路です。また建物の木造率は、どの区域も 80%を超えていて、建築年次が昭和 55 年以前の建物は半数以上あります。建物密度が 60%をこえる密集市街地となっており、空き家も多く点在しています。

地震などの災害時には、建物倒壊や、避難路の閉塞、火災発生後の延焼など、被害の甚大化の恐れがあり改善する必要があります。

そのため、建築物の不燃化、耐震化を推進し、街区道路の拡幅やオープンスペースの確保を検討し、安心して利便性の高い居住環境の維持に努めます。なお、木造密集市街地における根本的な居住環境の改善には時間がかかることから、特に南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域については、地区計画等を活用しながら、老朽住宅の除却やブロック塀の安全対策等を促し、避難路の閉塞リスク低減に努めます。

空き家など低・未利用地*が増加する地区では、その適正な維持管理を所有者に働きかけるとともに、移住者への紹介や、交流拠点としての活用など、目指すべき市街地像や周辺土地利用と整合した有効活用方策を検討します。

計画的に整備された住宅地では、将来にわたってその良質な居住環境の維持に努めます。また、土地利用計画に沿った適切な土地利用の誘導を行うために、現在の土地利用の現況などを踏まえ、将来的な土地利用の変換などを鑑み、必要に応じて見直しを行います。

2) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市計画区域内に所在する社寺林などの緑地は、日常生活を潤す貴重な緑として保全を図ります。

また、良質な都市景観を阻害するおそれがある場合は、景観地区の指定等を検討し、保全と活用のバランスの取れた展開を推進します。

(4) その他の土地利用の方針

1) 市街地と優良な農地の健全な調和に関する方針

市街地周辺に広がる農業振興地域内の優良農地は、耕作放棄などによる無秩序な開発を抑制し、農業振興施策と連携しながら適正な保全に努めます。

2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊や土石流危険渓流、河川氾濫、津波浸水等による災害発生危険性が高い区域では、災害防止の観点から土砂災害（特別）警戒区域の指定などで、開発を抑制します。また、既に居住者がいる区域では、防災・減災対策の推進、安全な区域への居住誘導などソフト対策で取り組みます。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

都市の自然環境を形成する山林や農地、河川、海岸などの緑地は、都市の環境、防災、治水、水源確保、景観などの観点から保全に努めるとともに、自然とふれあう森林や海洋レジャーなどの場として、緑地の活用を図ります。

また、良質な自然環境として特に保全対策が必要な緑地は、自然公園法や都市緑地法などの各種法令や条例等に基づいて検討し、適正な保全および維持を図ります。

4-2 都市施設の整備に関する都市計画の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

中央圏域は、高知市を中核とした高知広域都市計画区域への一極集中的な地域構造となっていますが、これからは高知広域都市計画区域も含めた多極連携の可能な圏域構造にすることが重要です。その実現には、中央圏域の広域、圏域連携軸である3つの高規格道路と複数の国道および主要地方道（県道）の道路網を活用していくことが必要となります。公共交通についても、道路網との連携が必要です。

この道路網の有効活用のために、早期にスムーズな道路交通が可能となるような整備を推進していきます。この道路網につながる地域連携軸である県道や鉄道駅に連絡する幹線道路と、鉄道路線とのネットワークを強化して、公共交通の利便性向上や利用促進の実現を図ります。

2) 主要な施設の配置の方針

a) 道路

広域連携軸は、高知自動車道、高知東部自動車道、高知松山自動車道と国道32、33、55、56、194、195、494号の道路網で構成されています。また圏域連携軸は、国道439号と主要地方道（県道）で構成されています。これらの道路網で圏域内の市町村と高知広域都市計画区域や、他圏域および県外と連絡しています。

これら幹線道路の道路網は整備の進捗により徐々に利便性が高まっています。今後は、高規格道路のミッシングリンクの解消や、必要な道路整備に取り組み、走行性の向上や災害時の緊急輸送道路の確保等、安全で快適な道路網の構築を図ります。

また、長期未整備路線の廃止なども含めて、都市計画道路「見直しガイドライン(1119.9策定)」に基づく都市計画道路の見直しを図ります。

b) 公共交通

圏域の公共交通機関としては、JR上り線、上佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の鉄道路線と、とさでん交通などのバス路線の公共交通網で構成されています。今後は、鉄道駅とバスの交通結節機能を強化していくとともに、圏域拠点間や地域拠点内、また周辺の生活拠点などを結ぶ重要な移動手段として鉄道・バス輸送の利便性を高め、公共交通の利用を促進していきます。

c) 港湾

維持管理計画をもとにした維持修繕の適切な実施により、地域経済を支える海上交通の拠点機能を維持するとともに、災害時の復旧・復興拠点としての対応力の強化を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおむね 10 年以内に整備予定の施設

都市	種別	都市計画道路名	整備状況（m）			整備 予定	最終告示	
			計画	供用	概成		年月日	種別
香南市	道路	1-4-1号 南国安芸線	11,520	10,290	7,500	A	H22.4.13	県
土佐市	道路	3-2-5号 土佐中央線	4,710	4,710	4,300		H17.11.22	県

整備予定 A：現在施工中、B：10 年以内に着工予定

(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

a) 下水道及び河川の整備の方針

公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進により、汚水処理の普及率拡大を目指すとともに、施設の適正な維持管理を図ります。

また、河川の治水・利水整備、水質浄化、生物多様性に配慮した多自然川づくり、親水空間の整備等を促進し、安全で親しみやすい河川環境を形成します。

b) 整備水準の目標

公共下水道、合併処理浄化槽による汚水処理については、以下に示すとおり普及率の拡大を目指します。

■汚水処理の目標

都市	種別	現況	目標
		H27	H42
香南市	汚水処理人口（人）	31,567	31,310
	汚水処理人口普及率（％）	93.2	100
本山町 土佐町	汚水処理人口（人）	4,903	4,859
	汚水処理人口普及率（％）	64.3	83.6
土佐市	汚水処理人口（人）	19,740	21,897
	汚水処理人口普及率（％）	70.7	80.5
佐川町	汚水処理人口（人）	7,076	9,891
	汚水処理人口普及率（％）	52.9	87.5
越知町	汚水処理人口（人）	4,216	3,407
	汚水処理人口普及率（％）	70.7	73.9

2) 主要な施設の配置の方針

効率的な整備を推進するため、既成市街地およびその周辺に広がる新たな市街地を中心に公共下水道を整備し、適正な維持管理による施設の長寿命化を推進します。また、公共下水道の整備が困難な区域では、合併処理浄化槽の普及を図ります。

3) 主要な施設の整備目標

おおたね 10 年以内に整備する（着手またはその可能性のあるものを含む）施設は以下のとおりです。

■おおたね 10 年以内に整備予定の施設

都市	種別	備考
香南市	公共下水道	継続
	合併処理浄化槽の普及	継続
本山町 土佐町	合併処理浄化槽の普及	継続
土佐市	合併処理浄化槽の普及	継続
佐川町	合併処理浄化槽の普及	継続
越知町	公共下水道	継続
	合併処理浄化槽の普及	継続

4-3 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の方針

1) 基本方針

本圏域の南部は、土佐湾に面した香長平野、仁淀川下流域の高岡平野に市街地や良好な農地が広がり、その周辺には緑豊かな里山が続いています。また北部は、県境の四国山地から流れる吉野川、仁淀川の上流域や支流の河川沿いの比較的開けた平地に、市街地や農地が形成されています。

これら、里山、山林に囲まれた農地や、清流河川、海岸風景などの自然環境を保全し、良好な生活環境の形成に活用するとともに、貴重な財産として後世に継承していきます。

2) 主要な緑地の配置および整備の方針

a) 環境保全系統

土佐湾を望む横濱半島、平站・佐古海岸や、横倉山は県立自然公園に指定されており、自然資源豊かな地域です。仁淀川などの清流とその周辺緑地も、水と緑の自然環境を形成しています。また山間部の棚田では生産緑地的機能を持ちながら、後背地の山林とともに市街地の重要な緑地を構成しています。

国土保全や生物多様性の確保といった観点から、圏域の緑地を形成するこれらの豊かな自然環境の保全に努めます。

b) レクリエーション系統

利用者の多様なニーズに応じた機能を充実するとともに、適正な維持管理による長寿命化を推進し、利用満足度の高い公園づくりを目指します。

また、観光資源ともなる風致公園や歴史公園、親水空間、森林・海洋レジャー施設などを必要に応じて整備し、地域住民の多様な余暇需要に応えるとともに、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。

c) 防災系統

災害発生時に指定緊急避難場所や指定避難所となる都市公園では防災機能や避難生活を支援する機能の充実を図ります。

火災延焼の遅延や防止の観点から、市街地（特に密集市街地）におけるオープンスペースや道路樹木などの確保を図ります。また市街地周辺の農地は、生産の場であり身近な緑の空間でもあります。洪水時の遊水地として市街地への浸水を防ぐ効果もあることから、維持に努めます。

d) 景観構成系統

都市内に所在する杜寺林などの緑地は、日常生活をうるおす貴重な緑として保全を図ります。市街地から望む山林、周辺の田園風景、山間地の棚田などの緑地や、土佐湾の海岸線、吉野川、物部川、仁淀川および支流の水辺空間も、良好な景観の創出に重要な役割を果たしています。これらの緑地を保全し、景観の維持向上に努めます。

また、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた地区では、町並みの良好な環境を保全し、維持を図ります。

4-4 都市防災に関する都市計画の方針

本岡域は、降雨量が多く、急峻な地形を有する山間部では、土砂災害発生危険性を抱えています。また、物部川、仁淀川およびその支流の河川では、台風や集中豪雨による洪水が頻発に発生しています。

さらに、南海トラフ地震は、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予測されており、地震発生時には、家屋の倒壊や津波の被害、自然斜面や法面（のりめん）の崩壊、地盤沈下や液状化などのおそれがあります。本岡域では、南海トラフ地震による津波浸水予測において15mを超える浸水が予測されています。香南市や土佐市の沿岸部は津波浸水想定区域となっており、甚大な被害が想定されます。

都市基盤が弱い本造密集住宅地などでは、火災発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、火災被害についても配慮する必要があります。

防災・減災のまちづくりの推進に向けて、東日本大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を踏まえて策定された「高知県地域防災計画」をはじめとした各市町村の「地域防災計画」や「高知県強靱化計画」などに基き、災害を未然に防ぐための防災対策を行うとともに、被災時においても、被害を最小限に抑え、災害時の安全性を確保した減災のまちづくりを進める必要があります。

県では、平成27年に「高知県震災復興都市計画指針」を策定し、「命を守る」対策として最優先で取り組んでいる避難路・避難場所などの津波避難空間の整備に加え、「命をつなぐ」ための応急期の対策に取り組んでいます。

1) 基本方針

都市防災については、関係機関が連携し防災対策を強化していきます。

特に南海トラフ地震に備えるために、防災・減災に向けた「事前」と、地震発生後の速やかな「応急」「復旧」「復興」の各段階に対する備えの強化と、迅速に行動するための計画・体制づくりが必要です。

そのため、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強や人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するとともに、津波による浸水予測や土砂災害を考慮した適正な土地利用を行います。また、避難路や避難場所の周知など誰もが安全に避難することができる体制づくりや避難計画の策定、地域の防災力の向上などのソフト対策を適切に組み合わせながら、計画的に防災機能の強化に取り組んでいきます。

◇総合的な対策

- ・災害時の物流、救助救出の要となる広域幹線道路の整備が遅れています。四国8の字ネットワークのミッシングリンクの早期解消に努めるとともに、高知松山自動車道の整備促進に取り組み、災害時における緊急輸送道路の代替性、多重性を確保します。
- ・また橋梁、トンネル、擁壁や法面といった道路構造物を定期的に点検し、必要な場合には補修、補強を行う予防保全的な維持管理を図ります。
- ・県民に、生活空間の危険性の確認、緊急時に迅速に避難ができるような防災マップや洪水ハザードマップなどの作成、様々な情報提供を実施します。
- ・災害時における行政サービスや民間の企業活動の継続、早期事業活動再開に向けた事業継続

計画（BCP）※策定を推進します。

- ・地域コミュニティの形成を通じた「自助」「共助」の強化の支援による防災意識の向上を図ります。
- ・さらに災害時の避難場所や防災拠点、避難路の確保、機能強化を図るため、必要な都市基盤（道路、都市公園）の整備、風水害を予防する施設整備、耐震化や不燃化など建築物の安全確保、ライフライン施設等の機能確保などの対策を推進し、災害に強い岡城づくりに努めます。

◇地震・火災・津波対策

- ・地震に強い岡城づくりを行うため、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物および施設等についての耐震性の確保を行うとともに、建築物の不燃化・難燃化を図ることにより、安全性の向上を行います。
- ・本道南集住宅地における市街地開発事業の実施による密集地の解消、道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進します。
- ・南海トラフ地震の津波による浸水被害が想定される地域については、避難路等の閉塞リスク低減に努めます。
- ・津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策として、被災を受ける可能性の高い地域の都市機能や住宅地を対象とした、高台移転及び現地での高層化・耐震化などの検討を進めます。
- ・海岸堤防、河川堤防の耐震化を推進します。
- ・被災後の市街地の応急対策・復旧・復興に向けた事前検討と体制づくりを推進します。
- ・高台のない沿岸部には、津波避難タワーなどの配置で適切な避難場所を確保し、住民が効果的に避難できるよう防災意識の向上に努めます。また海岸や河川の保全施設等の整備を行い津波被害の軽減に努めます。
- ・災害時に国や他県からの広域的な応援を速やかに、かつ、円滑に受け入れるために、防災拠点や輸送拠点、緊急輸送道路の整備や耐震化など、広域受援対策を推進します。

◇土砂災害対策

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害特別警戒区域など、かけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、建築物の立地を制限するとともに、必要な対策事業の実施を推進します。・土砂災害防止対策工事等引き続き行っていますが、土砂災害警戒避難体制の整備などソフト対策も進めています。

◇浸水被害対策

- ・都市計画区域の溢水や湛水など、水害の危険のある土地の区域については開発を抑制します。また、河川や下水道の整備を進め、水害を防止します。

◇地域防災力

- ・自主防災組織の組織率は岡城構成市町村でおおむね90%から100%となっています。今後は、市町村内の一定の地区の居住者および事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度（災害対策基本法：平成26年4月）の導入を検討するとともに、ハザードマップなど防災情報の周知徹底、避難訓練の継続実施などの取り組みにより、口城からの防災意識を醸成し、地域防災力の向上に努めます。

4-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の方針

あらゆる人が利用しやすいように配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

◇主な対策

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー「法」）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人に快適な生活環境づくりを推進します。
- ・高齢者や障害のある人等が快適な生活ができるよう、住宅のバリアフリー化など居住環境の整備を推進します。
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進します。

4-6 都市景観に関する都市計画の方針

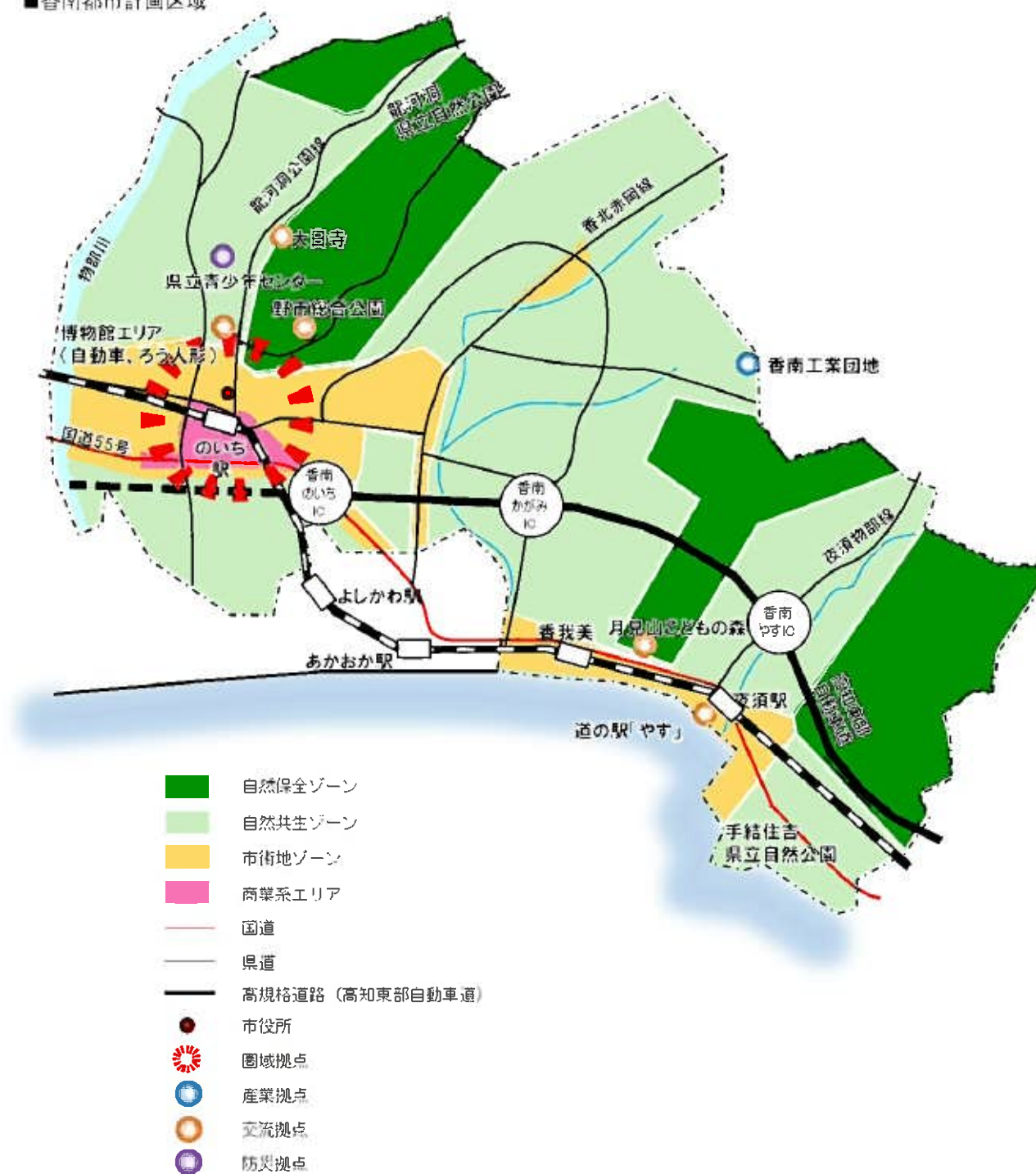
美しい景観を保つ都市を創出するという観点で、地域全体の景観を検討対象として、建築物や町並み、屋外広告物等について総合的な整備を行い美しい景観を保全します。

佐川町では、「歴史まちづくり法」に基づく、歴史的風致維持向上計画の認定を受け、造り酒屋の酒蔵や旧商家を中心にしたまちなみを維持しながら、景観の向上に努めることで、個性豊かな地域社会の実現を図ります。

また、市町村の景観行政団体[※]への移行・普及に努め、景観計画[※]等の策定を促進し、都市景観の向上を図ります。

4-7 まちづくりの方針図

■香南都市計画区域



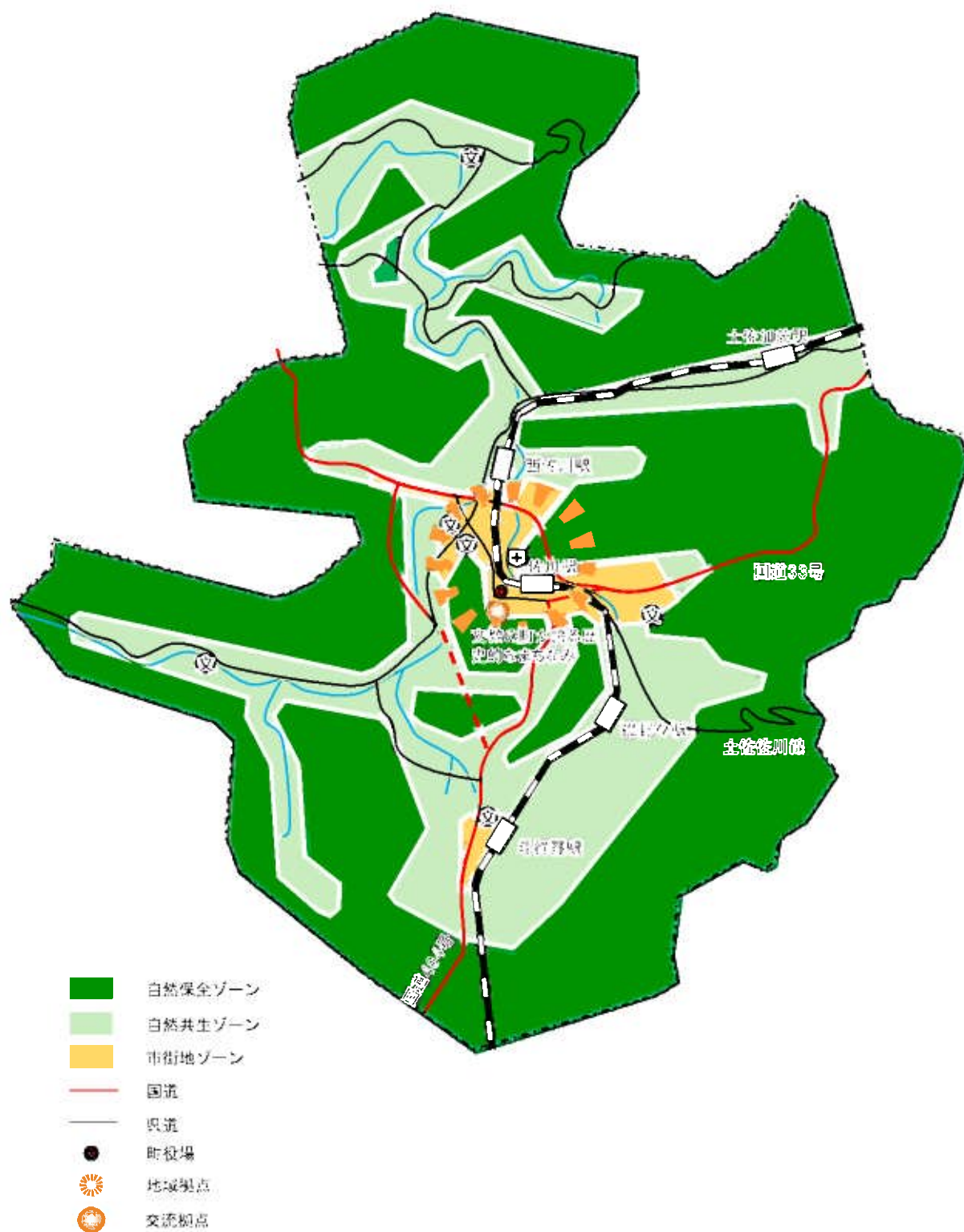
■本山都市計画区域



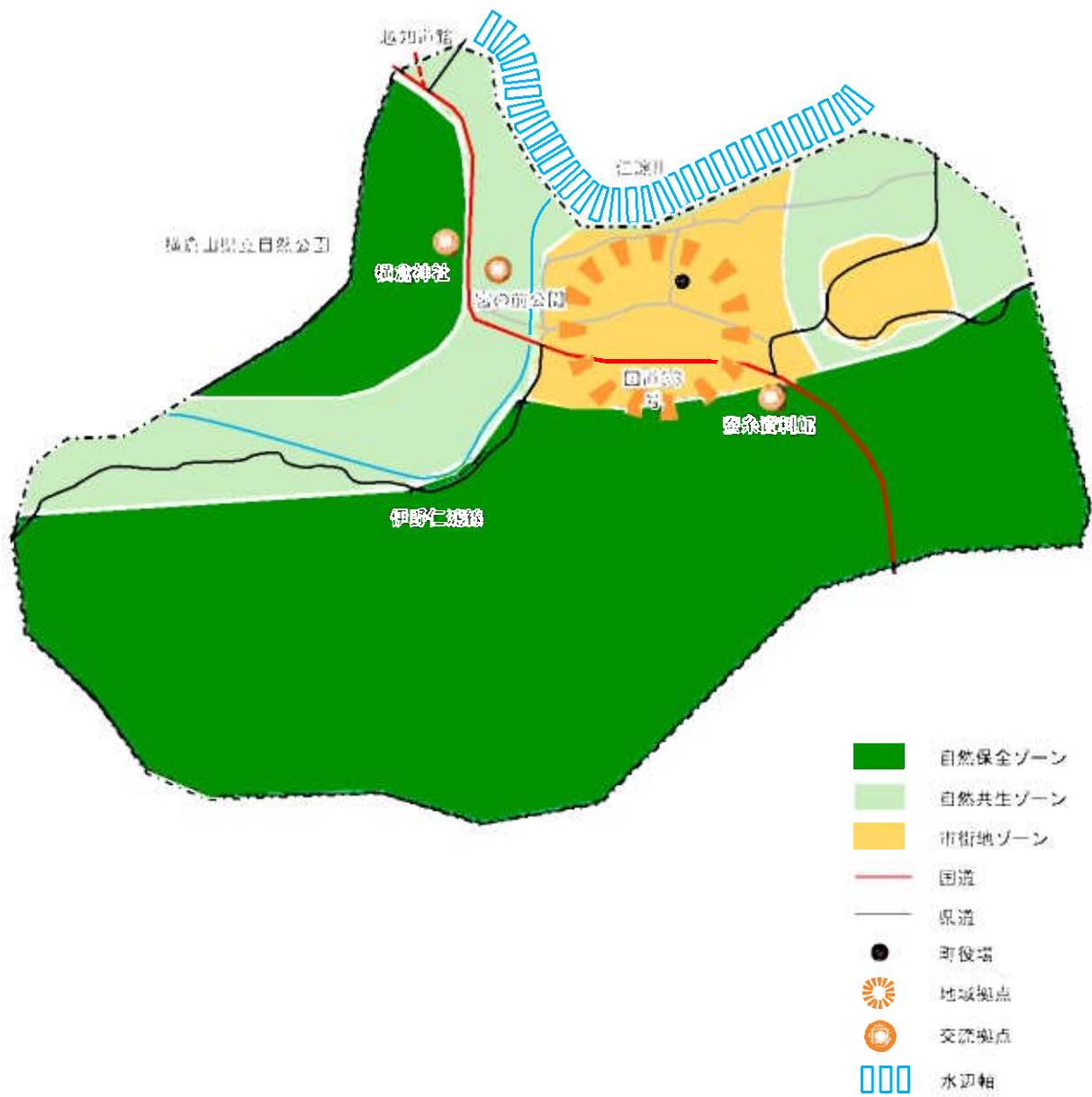
■土佐都市計画区域



■佐川都市計画区域



■越知都市計画区域



5 協働のまちづくりについて

行政の情懷を住民が知り、また住民の意見をまちづくりに反映させ、住民に身近でより質の高いまちづくりを展開するため、「住民」と「行政」がまちづくりを計画の段階から共に検討していきけるような仕組みづくりを推進するとともに、住民と行政、民間の事業者などの専門家、さらにそれを横につなぐまちづくりNPO*など、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

a) 自分たちのまちを知る

住民主体のまちづくりを進めるには、自分たちのまちのよいところや、悪いところなどを知ることが大切です。

【主な対策】

- ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見（まちかどウォッチングなど）
- ・ワークショップの開催（意見の集約）、まちづくりについての意見交換

b) まちづくりを学ぶ

まちづくりについての住民意識は徐々に高まりつつありますが、一方では、まちづくりへの参加者は一部の人に限られている、といったことも見受けられます。

「まちづくりはひとづくり」という観点から、都市計画やまちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに携わる人材の育成を図ります。

【主な対策】

- ・まちづくりリーダーと市民ボランティアの育成
- ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催

c) まちづくり組織と連携

まちづくり協議会やまちづくりNPOなど、さまざまな形でまちづくりに参加している組織があります。住民意見をまちづくりに反映させるためには、これらの組織の活用が不可欠であり、積極的にまちづくり活動を支援していきます。

【主な対策】

- ・まちづくり協議会やNPO、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携
- ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加

d) まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりの実現を図ります。

【主な対策】

- ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募、まちづくりイベントの実施
- ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成
- ・行政も地域に積極的に入り、住民とのコミュニティをつくる
- ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集する

参考資料

用語解説集

■都市計画区域マスタープラン（P1）

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に定められた「都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市施設の決定の方針を定めることになっています。

■都市計画区域（P1）

都市計画を総合的に進める区域全体のことをいいます。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことです。

■幹線道路（P1）

都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路のことです。

■都市施設（P2）

良好な都市環境を保持するための施設の総称です。

- ・道路、駐車場、駅などの交通施設
- ・公園、緑地などの公共空地
- ・水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- ・河川、水路など
- ・学校・図書館などの教育文化施設
- ・病院・保育所など
- ・市場・と畜場・火葬場
- ・住宅団地
- ・官公庁施設
- ・流通業務用地

等

■市街地開発事業（P2）

都市内で低層の木造住宅が密集するなど、健全な土地利用が行われていない場合、耐火による建物の中高層化や、公園などの公共施設を含んだ整備を行い、良好な市街地を形成する事業のことをいいます。

■高齢化（P2）

高齢化社会とは、総人口に対する65歳以上の人口の割合（以下、「高齢化率」といいます。）が、7%以上14%未満である社会をいいます。また、高齢化率が14%以上21%未満の場合は「高齢社会」、高齢化率が21%以上を超える場合は「超高齢社会」と呼ばれています。

■区域区分（線引き）（P2）

計画的に市街化を進めるために都市計画区域について、市街化を進める区域（市街化区域）と、市街化を抑制する区域（市街化調整区域）のふたつに土地利用を区分します。この区分のことを区域区分といいます。一般には「線引き」ともいいます。

■用途地域（P6）

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称です。用途地域ごとに、建築物の用途や容積率、建ぺい率等の制限が定められています。

■公園の種類（P10）

公園は、法律上いろいろな種類のものに分けられます。このうち、都市公園法で定められた都市公園では、公園の規模によって、さらにいくつかに分類されています。街区公園や、近隣公園もそのうちのひとつです。

・街区公園

もっぱら周辺に居住する者のためにつくられる公園です。大体250m圏内での利用を想定していますので、散歩や、子供達の日常の遊びなど、最も地域に密着した公園といえます。以前は児童公園という呼び名でしたが、平成12年より名称が変更されました。

・近隣公園

街区公園よりも、もう少し規模が大きく、大体500m圏内での利用者を想定した公園です。

・地区公園

近隣区域よりももう少し規模が大きく、大体1km圏内での利用者を想定したもので、公園面積は4ヘクタールを目安としています。1km圏内は、おおよそ小学校区の4校区分に相当します。

・総合公園

都市住民全体の休息、観賞、散歩などを目的とした公園で、公園面積は、10～50ヘクタールを目安としています。

・特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林などを総称した公園です。

■公共下水道（P19）

主として市街地における家庭や工場からの排水を処理することを目的として整備されるもので、該当する市町村が整備や管理をします。

■ユニバーサルデザイン（Universal Design）（P19）

従来バリアフリーという言葉が知られていましたが、バリアフリーが、特定の人のための対策であったのに対し、ユニバーサルデザインは、すべての人が同じ条件で利用できるように計画することを意味しています。

例えば、建物の段差に対して、「障害のある人のために」部分的にスロープをつける（バリアフリー）と、そのスロープは障害のある人だけが使うことになってしまう可能性があります。最初から全体をスロープ構造としておけばすべての人たちが使う（ユニバーサルデザイン）ことになり、分けへだてなく誰でも施設利用できる環境が整うことになります。

■中心市街地（P21）

都市の中心部にあつて、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいいます。しかしながら、これまで果たしてきた役割も中心部での人口の減少、郊外部への商業機能の移転などの問題を抱えています。

■人口と産業の見通し（将来フレーム）（P34）

都市を計画し、実現するには長い期間が必要です。当初の計画の段階で、実現時点での都市の様子を想定し、これをもとに計画を策定していく必要があります。このとき、設定する将来のことを目標年次といい、このとき想定する都市の規模のことを将来フレームといいます。人口であれば人口フレーム、産業であれば産業フレームといいます。

■地区計画（P36）

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。地区計画で定めた「目標」「方針」に従って、道路・公園などの「地区施設」や「建築物等に関する事項」などまちづくりの具体的な内容を「地区整備計画」で定めていきます。

■立地適正化計画（P36）

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。

■風致地区（P46）

歴史や文化、自然的環境や景観にすぐれ、将来にわたりその環境を保全していく必要があると認められる区域については開発に対し特別の法規制を行う必要があります。「風致地区」は、そのための法的措置です。

この指定を受けた地区は、知事の許可を得なければ建物の建設や土地の区画変更などできません。

■低・未利用地（P47）

「低・未利用地」とは、市街地内で、更地や遊休化した工場跡地、青空駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいいます。低・未利用地は、地域の活性化や地域のまちづくりのため、その有効活用のあり方が求められています。

■都市計画道路（P49）

都市計画において定められる都市施設の一つのことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街

路、特殊街路の4種類があります。

■多自然川づくり（P50）

河川全体の自然の営みを視野に入れながら、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行うことをいいます。

■地域防災計画（P53）

災害対策基本法に基づき、自治体において策定される計画で、行政が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

■事業継続計画（BCP）（P53）

大規模な災害・事故・システム障害が発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画をいいます。事前に業務の優先度を確定し、バックアップシステムの整備や要員確保などの対応策を立てておくことで、被害やサービスの受け手への影響を最小限にとどめることができます。

■バリアフリー（P55）

高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のことをいいます。

■景観行政団体（P55）

景観行政団体（けいかんぎょうせいだんたい）とは、景観法により定義される景観行政を行う行政機構をいいます。都道府県のほか、政令指定都市、中核市が基本的にその役割を負うことになります。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となります。

■景観計画（P55）

景観法に基づいた項目に該当する区域（「景観計画区域」といいます。）において、景観行政団体が定める景観計画をいいます。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることになります。

■NPO（Non-Profit Organization）（P61）

NPOとは「特定非営利活動促進法」により裏付けされた民間非営利組織で、収益事業を行いながらその収益を社会的活動に活かしていくもので保健福祉や文化振興、まちづくりや災害救助などの広い分野で活動を行います。

平成 29 年 3 月
高知県 土木部 都市計画課

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL:088-823-9846 FAX:088-823-9349

E-mail: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ: <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>

